

和氣町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和8年度～令和12年度)

岡山県和氣郡和氣町

1	基本的な事項	1
(1)	和気町の概況	1
①	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	＜自然的条件＞	1
	＜歴史的条件＞	1
	＜社会的・経済的条件＞	1
②	過疎の状況	2
	＜人口等の動向＞	2
	＜これまでの対策、現在の課題、今後の見通し等＞	2
③	社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
①	人口の推移と今後の見通し	3
②	産業の推移と今後の見通し	3
(3)	行財政の状況	6
①	行政の状況	6
②	財政の状況	6
③	施設整備の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
①	基本的方向及び目標	8
②	基本的施策	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	16
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7)	計画期間	16
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
	・移住	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
	・若者定住	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
	・地域間交流	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18

・人材育成	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
・事業計画	19
3 産業の振興	20
・農業	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
・林業	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
・商業	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
・工業	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
・企業誘致	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	22
・観光レクリエーション	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
・事業計画	23
・産業振興促進事項	25
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	25
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	25
・公共施設等総合管理計画との整合	25
4 地域における情報化	26
・情報通信	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
・産業の振興	26
(1) 現況と問題点	26

(2) その対策	2 6
・ 地域公共交通	2 6
(1) 現況と問題点	2 6
(2) その対策	2 6
・ 物流の確保	2 7
(1) 現況と問題点	2 7
(2) その対策	2 7
・ 医療の充実	2 7
(1) 現況と問題点	2 7
(2) その対策	2 7
・ 教育の充実	2 7
(1) 現況と問題点	2 7
(2) その対策	2 7
・ 情報通信技術の習得機会の提供	2 7
(1) 現況と問題点	2 7
(2) その対策	2 7
・ 事業計画	2 8
5 交通施設の整備、交通手段の確保	3 0
・ 道路	3 0
(1) 現況と問題点	3 0
(2) その対策	3 0
・ 交通	3 1
(1) 現況と問題点	3 1
(2) その対策	3 1
・ 事業計画	3 1
6 生活環境の整備	3 3
・ 上水道、簡易水道、下水道整備	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 3
・ 雨水排水対策	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 4
・ 一般廃棄物処理	3 4
(1) 現況と問題点	3 4

(2) その対策	34
・環境・景観の保全	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
・火葬場整備事業	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
・住民生活の安全確保	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
・公営共同墓地の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
・事業計画	37
・公共施設等総合管理計画との整合	38
・主な災害	39
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
・子育て支援の充実	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
・高齢者福祉	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
・児童、障がい者福祉	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	42
・事業計画	42
・公共施設等総合管理計画との整合	43
8 医療の確保	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
9 教育の振興	45
・学校教育施設の整備	45

(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
・学校教育	4 5
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 6
・社会教育施設の整備	4 7
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
・生涯学習・生涯スポーツ	4 7
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
・男女共同参画社会の推進	4 8
(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
・事業計画	4 9
・公共施設等総合管理計画との整合	5 1
1 0 集落の整備	5 2
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
・事業計画	5 2
1 1 地域文化の振興等	5 4
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
・事業計画	5 5
・公共施設等総合管理計画との整合	5 5
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	5 6
(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	5 6
・事業計画	5 6
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	5 7
・環境・景観の保全	5 7
(1) 現況と問題点	5 7

(2) その対策	57
・助け合いのまちづくり	57
(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	57
・事業計画	57

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	58
----------------------------------	----

1 基本的な事項

(1) 和気町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

<自然的条件>

岡山県の東南部に位置し、瀬戸内特有の温暖な気候風土に恵まれ、四方を緑豊かな山々に囲まれた美しい自然と、のどかな田園が息づく人口約13,000人の町です。

本町中心部から県内主要都市への距離は、岡山市へ38km、津山市へ44km、備前市へ9kmの道程にあって、南北18km、東西16kmで、総面積は144.21km²となっています。

本町の四方は緑豊かな山々に囲まれ、中央を県下三大河川の一つである吉井川が南下しています。西側の平野部はのどかな田園風景が広がり、東側は中国山地の支脈となる200m～300mの山岳に囲まれ急峻な山地に点在する集落が多く、山間棚田型の農業形態をなしています。

<歴史的条件>

本町は和気氏の祖、和気清麻呂(733～799)の生地と伝えられています。吉備国の東部に位置し、古代豪族の興亡の跡として、町内には3世紀から7世紀にかけて大小100基に余る古墳が存在し、鉄を精錬した製鉄跡も数多く遺されています。

上古には神功皇后の東征にともなう忍熊王との争い、それに関して大和王朝との地付豪族和気氏との係わり等が始まりとなって、奈良・平安の両朝にわたり大いに栄え、この地方の行政・教育の中心として現代に及ぶ恒久の歴史を築いてきました。

江戸幕府の開府により池田氏が領して後、明治維新による大政奉還を経て、和気郡日笠村・藤野村・本荘町・和気町・赤磐郡石生村の5か町村が、昭和28年に合併して和気町となり、和気郡山田村・塩田村・赤磐郡佐伯村が昭和30年に合併して佐伯町となり、平成18年3月に、和気町と佐伯町が合併して現在の和気町となりました。

また、和気周辺の山地は、急峻な山容を呈しており、河川が発達しており、中国地方最大の河川である吉井川では、高瀬舟による水運が栄え、和気(本和気)は船着場で、渡河集落川湊「和気の渡し」として集落が形成されてきた経緯があります。

明治以降、山陽本線の開通に伴い、町の中心部も現在の駅前へと移行し、今日に至っています。途中、大正12年には柵原鉱山の鉱石を運搬するため片上～佐伯間に片上鉄道が開通し、その後、昭和6年には柵原まで延伸され、鉱山が閉鎖された昭和48年以降も、客車専用として地域交通を支えてきましたが、平成3年6月に廃線となっています。現在は、備前から柵原までの鉄道跡地に自転車道が整備されています。

<社会的・経済的條件>

山陽本線の開通により町の中心も駅前に移行し、現在に至っていますが、平成3年6月に民営の片上鉄道が廃止され、平成27年9月には、それに替わる民営バスも維持が困難となり運行を終了しました。その後、地域交通の確保のため、赤磐市・和気町共同の広域路線バスの運行が開始され、令和元年度には定時定路線型の町営バス、令和6年度には予約型乗り合いタクシーの運用も始まりました。これにより今までと変わることのない住民サービスが行われています。引き続き、学生や高齢者などいわゆる交通弱者を始めとした地域住民の、日常生活における移動手段として重要な役割を担っている生活交通の維持・確保に向けた対策が必要となっています。山陽自動車道の開通で平成7年には佐伯地域へ化粧品製造工場の

誘致に成功し、平成17年度に開通した美作岡山道路の町内インターチェンジ開設により、高速交通網の充実強化が図られ、平成27年に石生地域に飲料製造工場が完成しました。令和4年には矢田工業団地へ食料品製造工場の進出も決まり、今後さらなる企業誘致を行い、雇用の創出を行います。

②過疎の状況

<人口等の動向>

本町の人口は、昭和35年時20,586人でしたが、高度成長期における都市部への人口集中の全国的な流れの中で若年層を中心とした流出が相次ぎ、昭和55年を境に過疎化の一途をたどり平成22年の国勢調査結果によると15,362人、さらに平成27年には、14,412人と5年間に6.2%減少しています。

令和2年には、13,623人で平成27年と比べて5.5%減少しています。さらに、令和12年の将来人口は11,794人まで減少することが推計されています（R5国立社会保障・人口問題研究所調を元に算出）。また、令和2年の1世帯あたり人員は、核家族化の進行により2.6人となっています。

死亡が出生を上回る自然減の割合が昭和61年から多くなっていますが、出生数が著しく減少しているとともに、高齢化による死亡者の絶対数が増加したことが主な要因となっています。転入者が転出者よりも多い時期もありますが、転出者の方が多い「社会減」は相変わらず続いており、若者の流出に歯止めをかけることができなければ改善は見込めない状況となっています。

<これまでの対策、現在の課題、今後の見通し等>

平成2年に過疎地域活性化特別措置法が制定され、佐伯地域の公共施設整備は過疎地域活性化計画に基づき実施し、インフラ整備についてはかなりの成果を収めています。特に下水道整備においては、平成11年度には計画した全ての処理区が供用開始となっており、下水処理施設（集排、特環公共）の汚水処理人口普及率は96.7%（全町）です。また、町道整備も順調に進んでいます。さらに、平成11年2月に複合文化施設である学び館「サエスタ」が構想から5年を経過し完成、オープンしました。平成9・10・13年度で整備した23区画の宅地分譲も好評で、完売になっています。

平成7年には化粧品製造工場の進出が決定し、平成8年6月から操業を開始しており、就業機会の確保からみても成果を収めることができました。しかしながら、未だに少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いていることから、今後も引き続き将来展望にたった企業誘致や宅地分譲促進が必要であり、特に、令和3年に完成した矢田工業団地には、翌年の令和4年に進出企業が決まり、多くの雇用を生み地域に活力を与えることが期待されます。

令和2年の国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日付で、過疎地域の追加告示があり、和気町での過疎地域の指定が一部（旧佐伯町）から全域に変更されました。

これらのことから本町全域でも働き場所の確保、住宅等生活環境の整備、そして交通網の整備等を重点的に進め、地域のイメージや魅力を最大限にPRし、住民が郷土に対する愛着と誇りのもてる事業を行っていきます。

③社会経済的発展の方向の概要

第一に、生産性・収益性の高い農業を振興し、基幹産業としての地位を確立します。また、地域に愛され賑わいを取り戻す商業の振興など、地域の既存産業の基盤強化に努めるとも

に企業誘致にも積極的に取り組みます。さらに、恵まれた地域資源を活かした観光施設について、機能の充実等の研究を進めます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本町の人口減少率は昭和35年～40年の7.7%以降、減少傾向が続き、平成27年～令和2年は5.5%になっており、今後も減少傾向が続くことが予想され、高齢化が進行することにより地域活力の低下、後継者不足、高齢者福祉需要の増加など、様々な課題が考えられます。

② 産業の推移と今後の見通し

本町の産業部門別就業者構成は、令和2年で第1次産業が7.2%、第2次産業が34.1%、第3次産業が58.7%となっており、第2次産業の増加傾向がみられ、農業離れが顕著になっています。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	20,586		19,009	△ 7.7	17,945	△ 5.6	18,385	2.5	19,088	3.8	18,827	△ 1.4
0歳～14歳	5,965		4,378	△ 26.6	3,602	△ 17.7	3,752	4.2	3,958	5.5	3,765	△ 4.9
15歳～64歳	12,794		12,688	△ 0.8	12,038	△ 5.1	11,995	△ 0.4	12,058	0.5	11,672	△ 3.2
うち 15歳～29歳 (a)	4,759		4,486	△ 5.7	4,115	△ 8.3	3,749	△ 8.9	3,227	△ 13.9	2,868	△ 11.1
65歳以上 (b)	1,827		1,943	6.3	2,305	18.6	2,638	14.4	3,072	16.5	3,390	10.4
(a)/総数 若年者比率	23.1	%	23.6	—	22.9	—	20.4	—	16.9	—	15.2	—
(b)/総数 高齢者比率	8.9	%	10.2	—	12.8	—	14.3	—	16.1	—	18.0	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	17,841	△ 5.2	17,227	△ 3.4	16,815	△ 2.4	16,180	△ 3.8	15,362	△ 5.1	14,412	△ 6.2
0歳～14歳	2,932	△ 24.8	2,434	△ 17.0	2,132	△ 12.4	1,931	△ 9.4	1,719	△ 11.0	1,497	△ 12.9
15歳～64歳	11,287	△ 3.3	10,744	△ 4.8	10,193	△ 5.1	9,352	△ 8.3	8,547	△ 8.6	7,345	△ 14.1
うち 15歳～29歳 (a)	3,018	5.2	3,012	△ 0.2	2,777	△ 7.8	2,139	△ 23.0	1,846	△ 13.7	1,569	△ 15.0
65歳以上 (b)	3,622	6.8	4,049	11.8	4,386	8.3	4,812	9.7	5,096	5.9	5,570	9.7
(a)/総数 若年者比率	16.9	—	17.5	—	16.6	—	13.3	—	12.0	—	10.9	—
(b)/総数 高齢者比率	20.3	—	23.5	—	26.2	—	29.9	—	33.1	—	38.6	—

区 分	令和2年	
	実 数	増減率
総 数	13,623	△ 5.5
0歳～14歳	1,266	△ 15.4
15歳～64歳	6,727	△ 8.4
うち 15歳～29歳 (a)	1,588	1.2
65歳以上 (b)	5,598	0.5
(a)/総数 若年者比率	11.7	—
(b)/総数 高齢者比率	41.1	—

表1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 17,393	—	% —	人 16,666	—	% △ 4.4	人 15,731	—	% △ 5.6
男	8,249	% 47.4	—	7,901	% 47.4	△ 4.4	7,484	% 47.6	△ 5.3
女	9,144	% 52.6	—	8,765	% 52.6	△4.3	8,247	% 52.4	△ 5.9

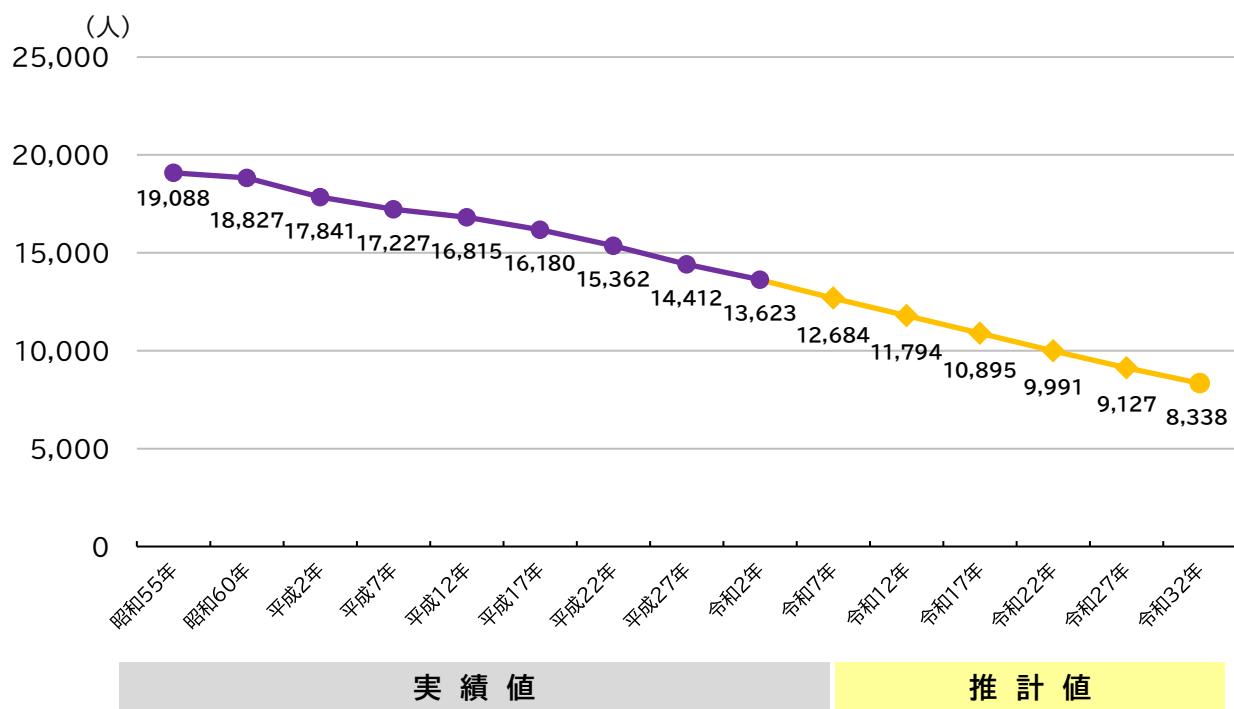
区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 14,857	—	% △ 1.6	人 13,706	—	% △ 7.7	人 12,410	—	% △ 9.5	
男 (外国人住民除く)	7,046	% 47.4	△1.4	6,558	% 47.8	△ 6.9	5,936	% 47.8	△ 9.5	
女 (外国人住民除く)	7,811	% 52.6	△ 1.8	7,148	% 52.2	△ 8.5	6,474	% 52.2	△ 9.4	
参 考	男(外国人住民)	48	38.4	20	148	52.7	208.3	206	57.4	39.2
	女(外国人住民)	77	61.6	4.1	133	47.3	72.7	153	42.6	15.0

表1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年 実 数	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,607	人 10,027	△ 5.5	人 10,330	3.0	人 9,724	△ 5.9	人 9,513	△ 2.2	人 9,137	△ 4.0	人 8,755	△ 4.2
第一次産業 就業人口比率	% 52.4	% 43.0	—	% 33.1	—	% 19.2	—	% 14.0	—	% 14.9	—	% 13.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.2	% 25.8	—	% 33.1	—	% 40.5	—	% 43.0	—	% 43.0	—	% 43.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 26.4	% 31.2	—	% 33.8	—	% 40.3	—	% 43.0	—	% 42.1	—	% 43.2	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 8,727	△ 0.3	人 8,121	△ 6.9	人 7,512	△ 7.5	人 6,465	△ 13.9	人 6,421	△ 0.7	人 6,003	△ 6.5
第一次産業 就業人口比率	% 12.4	—	% 9.3	—	% 10.4	—	% 7.0	—	% 7.6	—	% 7.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.7	—	% 39.4	—	% 34.6	—	% 33.0	—	% 33.4	—	% 34.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 46.9	—	% 51.3	—	% 55.0	—	% 60.0	—	% 59.0	—	% 58.7	—

表1-1(4) 人口の見通し



(資料) 実績値は、総務省「国勢調査」

推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(3) 行財政の状況

①行政の状況

地方公共団体の行う行政事務は、身近な行政主体であるため、住民に大きな期待を持たれています。また地方分権に伴う役割の増大や住民ニーズの多様化、新規の行政需要に対しても効率的な行政体制の整備を図ります。住民の理解と協力に支えられている観点から、住民の意見が反映されるよう努め、地域における連帯と協調をもとに、事務事業の見直し、職員の効率的配置等により最小のスタッフによる効率的な行政組織化と管理運営を推進します。

周辺市町村の協力体制

名称	設立年月日	構成団体	処理する事務
田原用水組合	M. 45. 1. 9	当町外 2 市	和気町田原上にある堰及びその用水路に関する諸般の事務
和気老人ホーム組合	S. 27. 9. 1	当町外 1 市	養護老人ホームの設置管理及びこれに伴う老人の心身の健康の保持及び生活の安定に関する事務
和気・赤磐衛生施設組合	R. 7. 4. 1	当町外 1 市	S41. 2. 10 設立の和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合と S41. 4. 12 設立の和気北部衛生施設組合が統合して R7. 4. 1 から和気・赤磐環境衛生施設組合となり、し尿処理場及び火葬場の経営に関する事務を行う
東備消防組合	S. 48. 12. 1	当町外 1 市	消防、救急に関する事務 液化石油ガス設備工事の届出受理 煙火（花火）に関する火薬類の消費許可等 高压ガスの製造許可

②財政の状況

・歳入

表 1-2 (1) でみると依存財源（地方交付税、国県支出金、地方譲与税、地方債）が大きなウェイトを占めています。中でも地方交付税の占める割合は大きく、合併後の平成 17 年度以降も 40% 程度で推移しています。

自主財源（町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入）の全体に占める割合は低く、特に町税については、15% 程度の低水準で推移しています。

・歳出

表 1-2 (1) でみると、義務的経費が全体の 25% 以上で推移しています。投資的経費は、市町村合併に関する大規模事業が概ね終了したことで縮小傾向となっています。その他では、依然として特別会計繰出金が多額となっており、歳出総額の 20% 近くを占めていることが分かります。

・今後の動向

平成 28 年度以降、普通交付税の特例である“合併算定替”の縮減が始まり、令和 2 年度で合併特例措置が終了しました。今後は、財政規模のスリム化を加速させるとともに、

町税をはじめとする経常的な収入やふるさと納税など、新たな財源を確保する必要があります。財政硬直化の要因である町債の発行は極力抑制する一方、過疎対策事業債、辺地対策事業債など普通交付税への算入率が高い有利な財源を選択し、事業実施していく必要があります。

また、財政指標をみると、経常収支比率は、これまで指数を押し上げていた下水道事業債の償還に係る繰出金が減少していくため改善傾向を示す一方、扶助費など社会福祉費の増大等の要因から、劇的な改善は期待できない状況です。なお、実質公債費比率、将来負担比率については徐々にですが改善していく見込みです。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	8,904,267	11,907,220	8,971,595	10,187,445
一 般 財 源	7,070,795	7,060,954	7,006,069	6,268,913
うち町税	1,401,895	1,512,456	1,532,478	1,506,646
うち地方交付税	3,991,399	4,005,770	4,068,480	3,755,079
国 庫 支 出 金	284,888	2,849,456	562,138	2,365,020
都 道 府 県 支 出 金	735,181	363,308	387,241	491,185
地 方 債	419,700	1,290,300	575,900	562,329
うち過疎対策事業債	0	28,600	62,000	61,000
そ の 他	393,703	343,202	440,247	499,998
歳 出 総 額 B	8,419,309	11,077,516	8,313,297	9,766,959
義 務 的 経 費	2,984,238	2,836,724	2,797,008	3,099,359
うち公債費	943,448	892,040	790,832	759,716
投 資 的 経 費	1,164,853	4,517,226	1,390,233	1,057,566
うち普通建設事業	716,861	4,509,476	1,363,846	1,057,566
そ の 他	4,270,218	3,723,566	4,126,056	5,610,034
うち特別会計繰出金	1,921,696	1,635,598	1,678,662	1,682,058
過疎対策事業費	0	42,788	73,936	63,938
歳入歳出差引額 C (A-B)	484,958	829,704	658,298	420,486
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	44,911	35,623	5,795
実質収支 C-D	484,958	784,793	622,675	414,691
財 政 力 指 数	0.269	0.327	0.307	0.318
公 債 費 負 担 比 率	12.6			
実 質 公 債 費 比 率		18.7	14.1	9.9
起 債 制 限 比 率	8.9			
経 常 収 支 比 率	89.5	89.9	94.8	87.2
将 来 負 担 比 率		131.5	33.7	47.4
地 方 債 現 在 高	7,518,034	8,139,414	7,660,280	9,282,297

③施設整備の状況

生活道としての町道改良率は、41.8%、舗装率84.0%で岡山下市町村平均よりも計数的にみるとまだまだ低く、引き続き整備が必要です。

農林道の整備についても農道の改良を進める一方、山林がほとんどを占める本町においては、林道の新開設にも計画的に取り組む必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成17 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和2 年度末	令和3 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	39.0	40.0	40.4	41.8	41.8	41.8
舗装率 (%)	82.7	83.4	83.6	84.0	84.0	84.0
農道延長 (m)	12,401	13,308	13,308	17,319	17,319	17,319
耕地1ha当たり農道 延長 (m)	9.8	10.5	10.6	14.0	14.1	14.1
林道延長 (m)	42,109	42,109	42,109	42,109	42,109	42,109
林野1ha当たり林道 延長 (m)	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
水道普及率 (%)	95.0	95.4	97.3	97.4	97.7	97.8
水洗化率 (%)	94.4	95.1	96.1	96.4	96.5	96.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	14.6	16.5	16.9	16.8	16.8	14.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

①基本的方向及び目標

「人と地域が輝く晴れの国の和気あいあいのまち」をスローガンに、若者が地域にとどまる基盤づくりや生活環境の整備を図り、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を推進し、持続可能な地域社会の形成を目指します。また、豊かな自然環境といった地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指します。

令和2年にDX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する基本方針が閣議決定されたことにより、本町においてもデジタル技術等を活用した手続きや事業実施などへの取り組みが推進されています。

令和7年には国の示した計画等を踏まえて、「和気町DX推進計画」等を策定し、DXによる住民の利便性向上や業務効率化、地域活性化を目指します。

本町が発展していくためには、快適な住民生活や活力ある生産活動の基盤となる条件整備が欠かせません。このため、豊かな自然環境の保全や地域資源の活用に努めるとともに、限られた土地・水資源を有効に利用します。また、本町の動脈となる幹線道路網の整備や情報通信網の有効活用を推進することによって地域の機能を高め、生活・産業の基盤づくりを図るとともにソフト事業の活用を推進し、地域の持続的発展を図っていきます。

本町を発展を支え、活力を生み出す源は産業活動にあり、多様な雇用機会の確保・創出は、

若者の定住、人口増加の重要な条件です。このため、生産性・収益性の高い農業を振興し、基幹産業としての地位を確立します。令和6年に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、持続可能な農業（有機農業等）の取り組みも始まっています。

また、地域に愛され賑わいを取り戻す商業の振興など、地域の既存産業の基盤強化に努めるとともに企業誘致にも積極的に取り組みます。さらに、恵まれた地域資源を活かした観光施設について、機能の充実等の研究を進めます。

福祉社会の実現のためには、ハンディキャップを持つ人もそうでない人も、すべての住民が等しく暮らしていける社会の構築が必要です。そのため、住民一人ひとりが福祉の担い手となる、ゆとりの心構えを持って生活する社会の実現に取り組んでいくことが重要です。このような地域福祉の考えのもと、在宅を中心とする福祉環境の整備を推進し、住民だれもが生きがいを持って社会参加できる地域を目指します。

すべての町民のウェルビーイングを目指し、和気町中央公民館及び学び館「サエスタ」、和気町体育館を拠点に、あらゆる世代の人々が、ゆとりと生きがいを持って充実した生活をおくり、自己実現に取り組むことができるように生涯学習及びスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。また、文化芸術に触れる機会を創出し、町民が文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めるとともに、文化財や郷土芸能などの保存・継承と活用に取り組みます。

地域づくりは、まず住民自らがその責任の大きさを自覚し、創意と工夫、情熱と汗をもって、共に語り合い、地域づくりに参加することが必要です。このため、広い視野をもった住民性を養うための地域交流や、世代を超えた住民間の交流を推進し、連帯の輪の拡大と相互理解の醸成に努めます。また、住民参加による開かれた行政運営に努めながら、住民本位の地域づくり、住民自治の確立を図ります。

②基本的施策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

<移住>

移住者の受入体制強化を図ります。移住推進員による現地案内をはじめ、お試し住宅、滞在費助成、空き家バンク、空き家改修補助、空き家片付け補助、移住者交流会の実施など、検討段階から移住決定、そしてその後の生活も含め、移住しやすい環境の整備に取り組みます。

<若者定住 >

若い世代の結婚や出産・子育て支援を行うだけでなく、企業誘致等による安定した雇用の創出や、子どもの教育環境充実を図るなど、あらゆる方面から、若者世代に選ばれるまちを目指す事業を行い、引き続き重要課題として取り組んでいきます。

<地域間交流>

交流人口増加を図るため、体験・滞在型観光を促進します。SNSの普及等により、自らの特別な体験を発信したいという新たなニーズが生まれていることを踏まえ、農業や郷土の文化など、これまで観光資源でなかったものも積極的に活用した体験プログラム等を検討し、人的交流を積極的に進めます。

イ 産業の振興

<農業>

農業従事者の高齢化や担い手（後継者）不足、荒廃農地の増加など、本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。農業を安心して次世代が引き継げるように、農業経営の安定化に向けた取り組みを進めます。

そのためには、農業者自らが経営者意識をもつことが必要とされ、今後は新しい時代に向けて、企業的な発想に基づく組織経営体へと転換を図りながら、品質が高く市場競争力のある商品としての農産物を効率的に提供するシステムづくりが必要となっています。これらの諸問題については、「営農意欲の高い農家」に事業が継承されるよう、新規就農、農地の斡旋などの支援体制を確立していきます。

和気町では、令和5年度より、国の「みどりの食料システム戦略」のうち「有機農業産地づくり推進事業」に取り組み、試行的な事業を行ってまいりました。

また、地域一体となって持続可能な農業を推進するため「和気町有機農業実施計画」を策定し、令和6年4月23日に「オーガニックビレッジ宣言」を行っており、和気町有機農業産地づくり推進協議会や検討会と協力しながら、地元の方々のニーズに合うよう、「和気町有機農業実施計画」に基づく取り組みを実践するとともに、持続可能な農業（有機農業等）を地域ぐるみで実施していきます。

市場関係者、農協、生産農家、商工会などとの幅広い意見交換の場と機会を拡充し、消費者の嗜好性やニーズに関する情報の把握・研究に努め、品質も高く地域の特産品として市場競争に勝てる農産物を推進するとともに、知名度の向上、ブランド化の確立に努めます。また、加工施設や直売所を設置することで、6次産業化を推進し、町の特産品が町外の人々の目に触れる機会を増やし、地域の発展、町のPRなどにつなげるよう努めます。

近年ではイノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物への被害が数多く発生しており、集落全体での被害防止対策が重要となっているため、防護柵の設置支援などとともに有害鳥獣の駆除に取り組みます。

<林業>

森林は木材生産のみならず、国土の保全、水源涵養、景観維持、野生動物の生息、さらに健康レクリエーション、野外教育の場などさまざまな形態を通じて地域との深い関わりをもっています。

林業については、外材依存が高まるにつれ、林業従事者の減少ともあいまって、人工造林の意欲が減退しているのが実情です。

今後は、森林の計画的な管理・運営を促進し、森林資源の充実を図ります。

また、林業活性化と脱炭素社会の実現を目指し、木質バイオマス発電等への活用にも取り組みます。

<商業>

本町の商業は、近隣市への大型量販店の相次ぐ進出で購買需要が流出し、立地環境から見ても厳しい条件にあります。また、店舗規模も零細で、経営近代化が遅れているなど多くの課題を抱えています。

今後は、商工会や地域金融機関等とも連携しながら消費者ニーズに応じて、生活に密着した商業の振興や起業の促進を行います。

<工業>

本町の工業については、もともと地場の工業機能の集積が少なく、長年にわたって雇用拡大のため工場の誘致を進めてきました。

今後、企業の経営安定を図るため、国・県等の融資制度の活用、先端技術の導入等設備の近代化および経営の合理化を支援するとともに、就業者の雇用の安定や職場環境の改善を促進します。

<企業誘致>

若者が定住するための施策としては、企業を誘致して働く場所を確保することが重要な課題だと考えられます。

町営の矢田工業団地への進出企業も決まり、さらなる企業誘致を行うため、新たな用地の適地調査を継続します。平成9年に全線開通した山陽自動車道や平成18年に開通した美作岡山道路を活かし、地域経済の活性化や地元雇用に寄与する工場や、情報インフラを活用した情報関連産業や生活関連産業等の企業の誘致活動を行います。

また、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク、テレワーク等が日常となり、働き方、働く場所の選択肢が多くなっています。今後南海トラフ地震に備え、沿岸都市部の企業において、リスク分散のため地方への移転やサテライトオフィス設置の需要が高まることも予想されることから、遊休施設、空き家等を整備し誘致に取り組みます。

<観光>

吉井川の水辺環境と緑に包まれた周辺の山々など本町の美しい自然景観や環境は、都会にはない心休まる空間として貴重な役割を担うとともに、観光・レクリエーションの場としての大きな可能性を秘めています。このため、既存施設の一層の充実と利活用の促進を図る必要があります。

藤公園や和気鵜飼谷温泉、わけまるパーク（旧益原多目的公園）、和気美しい森、三保高原スポーツ&リゾートは、施設の老朽化や観光・宿泊客のニーズの変化がすすんでいます。このため、通常の維持管理のほか、ニーズに合わせた施設改修及び新たな観光需要の創出に取り組みます。

また、片鉄ロマン街道や岡山県自然保護センターについても地域の重要な観光資源として、岡山県とも連携して活用方法等について検討します。

ウ 地域における情報化

<情報・通信>

平成22年度に地域情報通信基盤整備事業によって整備された光ケーブル高速通信網により、地域全域において高速インターネットなどのサービスへの接続が可能になり、地域格差なく高速情報化の恩恵を受けることができます。

令和6年度からスマートフォン等を活用した新たな告知放送システムを運用開始し、町の各種情報や災害時の緊急の放送などを行っています。引き続き、日々進化する情報技術の状況を注視しながら、防災、福祉、医療、教育、建設、水道などの各分野において高速通信網の有効な利活用の検討を行い、さらに公共施設や避難所を始め、不特定多数の方が集まる屋外への無線環境整備などを進めます。

行政手続きのオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうでない方々の情報格差の解消が重要な課題となっています。町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル活用に不安のある高齢者等の支援体制の充実を図ります。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

<道路>

道路については、総合的な道路網体系の確立をめざし、国道及び県道を軸とする広域幹線網の整備促進を要望するとともに、これら広域幹線道路と各集落を結ぶ補助幹線道路の改良・維持に努めます。

農道については、岡山県が整備する広域営農団地農道整備事業備前東部2期地区の早期完成を要望します。

<交通>

地域住民の日常生活における移動手段として、広域路線バス（赤磐・和気線）及び令和元年度から本格運行を開始した町営バスの利用促進に努め、ラストワンマイルについてもさらなる検討を行ってまいりました。そして、令和6年度からは予約型乗り合いタクシーと組み合わせでの運用を開始しています。また、ICTの活用による持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に引き続き取り組みます。また、若い世代の定住を促進するために、通勤・通学でJR和気駅を利用する住民の利便性を向上させていきます。

オ 生活環境の整備

<上水道、簡易水道・下水道>

水道施設については、水道ビジョン・経営戦略に基づき、本管・施設機器・監視制御装置の更新・改良を行い適正な管理による効率的な経営を図ります。

下水道施設については、ストックマネジメント、最適化整備構想により機器の更新・改良を行い、さらなる適正な管理による効率的な経営を図ります。公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）・農業集落排水事業などの集合処理が困難な地区においては、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業の利用促進を図ります。

<ごみ・し尿>

これまでのごみ処理は、和気北部衛生施設組合による広域処理として実施していましたが、平成26年度から和気町単独で実施しています。当初は、委託処理を軸とした処理体制を構築しましたが、その後、既存施設を解体し、新たな焼却施設を整備し、平成30年度からは燃えるごみについて焼却処理をしています。

今後は、従来の処理中心のごみ行政からの脱却を図り、生産、流通、消費、廃棄、処理に至る各段階でごみ排出量削減のための適切な対策を行うことが必要となります。住民意識の啓発を進めつつ、ごみの減量・分別の徹底を図ることにより行政、住民が一体となって美しい自然を守り、次世代にこの恵まれた環境を引き継いでいきます。

そのため、4R（持込抑制・発生抑制・再使用・再生利用）の実践が不可欠です。まず、リフューズ（家庭への持込抑制）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）により、ごみを最小限にしていくことが求められています。また、それでも不用となるものの中には資源物も多く、分別することによりリサイクル（再生利用）することが可

能であり、徹底した分別回収を推進します。

また、本町においては、資源循環の取り組みとして「生ごみ」のたい肥化を行っています。燃えるごみの減量による環境にやさしいごみ処理システムの構築を目指します。

し尿処理については、本町にある和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合が行っていますが、和気北部衛生施設組合の解散に伴い火葬業務を引き継ぐため、令和7年4月から和気・赤磐環境衛生施設組合に名称が変更されています。

<住民生活の安全確保>

地震などの自然災害・火災・事故・犯罪などから住民の生命財産を守り、安心して日常生活をおくることができる社会環境づくりは和気町地域防災計画を基に、組織体制の強化、施設・設備の充実を図るとともに告知放送による迅速な情報提供により、住民生活の安全確保に努めます。

特に、本町における過去の災害の最大原因は大雨による洪水で、河川の氾濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、国県と積極的に河川改修を進めるとともに、中小河川の増水による低地浸水を防ぐため防災工事等の予防対策を実施します。

消防については、消防団の組織強化、人材の養成確保など予防体制の充実、消防施設・機器の改善に努めます。

交通・防犯対策については、地域住民、自治体、警察等の関係機関、団体が連携を強化して「安全・安心な地域づくり」を推進します。

新たな感染症に対しては、予防対策の普及・啓発や危機管理体制の強化に取り組みます。

<公営共同墓地の整備>

核家族化など世帯構成の変化や、町外からの転入、土地利用の変遷などにより、墓地需要が増大しましたが、藤野墓園の区画増設により供給不足は解消されました。今後についても需要に応じた墓地の確保が課題であり、生活環境との調和を図りながら、必要に応じて整備の検討を行います。また、区画使用者の高齢化や、承継人の都市部等への転出などにより使用区画を適正に管理することが困難となっている例もあり、使用区画の適正な管理指導を継続して行います。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

<子育て支援の充実>

子どもや子育て中の方々が、気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、ワンストップできめ細やかな伴走型支援を実施します。また、安心して子どもを産み育てられるように、妊娠時から参加できるプログラムの実施や、地域全体で子どもや子育て中の方々を応援する機運の醸成に取り組んでいます。特に子育て支援センターでは、親子で参加できるように休日にプログラムを実施する等、親子を繋ぐプログラムにも取り組んでいます。

また、福祉部門と教育部門が連携して、子どもの年齢に拘らない一貫した見守りを実施するとともに、警察・児童相談所等の外部団体とも連携を強化し、支援の必要な子育て家庭にとって最善の支援を届けられるように尽力します。

<高齢者福祉>

超高齢社会を迎えた地域の活性化のためには、すべての高齢者が健康でいきいきと過ごすことができる環境づくりが必要です。従来からの福祉サービスはもとより、生きがい対策や

バリアフリー、さらにはすべての人の暮らしやすさを目指すユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに利用者の視点で取り組みます。

高齢になっても健康で自立した生活を送ることは、幸せな生活のための基本的条件です。すべての住民が、健康についての知識をもち、要介護状態となることを予防できるよう、保健・医療・福祉の充実に向けて活動していくとともに、安心電話による緊急通報装置の利用促進を図ります。

また、無店舗地域への移動販売及び配送サービスの充実により、買い物弱者の支援を行います。

<児童・障がい者福祉>

児童福祉については、安心して子育てができる環境の整備、保育所の充実、遊び場の確保などとともに保育士の資質向上と保育内容の充実に努め、児童の養育、保護、健全育成について、家庭との連携を深めるとともに、地域社会全体で子育てを支援する体制整備に努めます。

障がい者福祉については、障がいのある人もない人も共に生活し活動する社会を目指します。しかし、現状では交通手段をはじめとする物理的障壁や社会的障壁が残っており、それらの解消に取り組んでいきます。

キ 医療の確保

高齢化の進行と社会環境の変化の中で、いわゆる生活習慣病の増加、疾病構造の変化などにより、医療需要は増大し、質的にも多様化、複雑化する傾向にあります。

このため、地域の実情に応じた効率的な医療体制の整備充実を図るとともに、医療機関の機能に応じた役割分担と相互連携を進めて医療の確保に取り組みます。

そして、高速通信技術を利用した遠隔診療について、医師会や近隣の医療機関と連携し推進していきます。

また、健康づくりの重要性についての住民の意識啓発と実践活動を進め、各種検診の受診率向上や健康相談、健康教育、訪問指導などの充実に努めます。

ク 教育の振興

<学校教育施設の整備>

平成22年度中に全ての学校教育施設の構造体の耐震工事を完了しました。今後は、非構造部材の耐震化に係る予防的な対策と長寿命化改修等が必要です。施設整備にあたっては、教育の情報化の進展に対する対応など子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上、省エネに配慮した機能性の向上と共に、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行い、施設の「長寿命化」を推進します。その他、日常的な遊具等の安全点検を実施し、安全で安心な学校・園を維持していきます。

少子化に伴い、和気町においても子どもの数が減少しています。このことから、学校・園統廃合整備基本計画（3小学校・3幼児施設）を策定し、平成26年12月議会定例会において議決され、平成29年4月に新たに開園・開校しました。今後も、佐伯地域の小中学校の再編など学校・園の適正規模について検討していくことが必要です。

<学校教育>

これからの予測困難な時代において、多様な他者と協働し、持続可能な社会の創り手とな

る資質・能力を育成するため、生涯にわたる学習基盤を培うよう、知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を身に付けた子どもを育てる教育を推進します。指導にあたっては、子どもたち1人1台の端末をはじめとしたICT環境の整備を行い、それらを活用した子供たちの特性に合わせた授業など魅力ある授業の実現に役立てながら、子どもの能力を最大限伸ばし、信頼される学校教育を実現していきます。また、就学前教育においては、生きる力の基礎を身に付ける重要な時期であり、幼保連携型認定こども園「にこにこ園」における保育及び教育を一層充実させるとともに、子育てについての相談や情報提供などの支援を積極的に行います。

学校教育の充実のためには、家庭や地域と連携して取り組むことが不可欠であり、地域学校協働本部など、地域全体で多様な学校支援活動を推進することを通して、教育活動のさらなる充実を目指すとともに、地域社会の教育力の向上を促進します。

<社会教育施設の整備>

身近な社会教育の活動拠点、地域活動の拠点としての役割を発揮させるため、施設・設備の整備充実及び集約化を計画的に図っていくとともに、地域住民の協力による適切な維持管理に努めます。

また、令和7年3月には地域学習交流センターが益原地区内に完成しました。地域留学や交流の場としての機能を持っており、魅力化の拠点となるよう利用の促進を図っていきます。

<生涯学習>

社会教育指導者の育成・確保や自主的な学習グループのリーダーの発掘に努めるとともに、住民のそれぞれの年代課題に応じた学習機会の提供と内容の充実を図ります。

<男女共同参画社会の推進>

女性の活躍を支援する活動や体制を促進し、子育てや介護に対する多様な支援の充実を図り、就労における男女機会均等や就業環境の整備等に力を入れながら、町の審議会や各種委員会への積極的登用を行い、男女がともに様々な社会活動に参加し、個々の力が発揮できるよう努めます。

ケ 集落の整備

集落内の幹線町道の改良を進めていくとともに、本町ならではの美しい自然環境を活かし、安らぎと潤いに満ちた住宅環境の整備、開発を進めるとともに、個性的で住んでみたい、住み続けたいと思える宅地開発を推進します。

コ 地域文化の振興等

住民文化の拠点である中央公民館及び学び館「サエスタ」を住民の文化芸術活動や発表・交流の場として最大限に活用し、地域の文化団体を支援すると共に、住民が多様な優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。

地域内外の芸術文化サークルやクラブ活動の活性化を図るとともに、音楽・演劇など各種文化イベントを通じた交流の場づくりを推進します。また、失われつつある地域の伝統芸能、行事、祭事などの無形民俗文化財について、地域と協力しながら、その伝承、復活に努めます。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

地球規模での課題である地球温暖化対策への取り組みとして宣言を行った「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向け、和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネ化を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用推進を図ります。

シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

<環境保全>

空き家や荒廃農地など家屋・土地の荒廃が進む中で、本町の有する豊かな自然、景観を守るため、荒廃農地の草刈清掃、山林の整備、河川の清掃等を行うとともに、移住者や新規就農者を増やすことで里山・街並みの景観保全を図ります。

<助け合いのまちづくり>

地域の課題解消のために、助け合いのまちづくり協議会を中心とした地域住民と町が協働により事業に取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

令和12年における本町の人口を12,265人と設定します。2023年国立社会保障・人口問題研究所の推計値は11,794人ですが、過疎計画を推進することによって人口減少の速度が抑制されることを考え、12,000人を目標とするものです。(※上位計画である和気町総合計画に準じた)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価時期は令和12年度とし、その手法は議会への報告とします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

和気町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針を定めており、「施設保有量の適正化」、「予防保全型の維持管理で安全・安心な施設」、「ニーズに合わせた柔軟な管理運営」及び「ユニバーサルデザイン化の推進」としています。これらの方針は、当過疎計画の「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」という基本方針に整合します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

・移住

(1) 現況と問題点

本町は、人口減少対策として平成27年度から移住受入体制を強化し、子育て・教育環境の充実をはじめ、様々な移住促進施策を実施してきました。平成28年度から令和6年度までの9年間で子育て世代を中心とする870人の移住者が転入していますが、持続可能なまちづくりのためには、子育て世代の移住促進に引き続き取り組んでいく必要があります。

移住政策を進めるうえでの大きな課題として住宅不足があります。町内に増え続ける空き家が有効活用されるよう設けた、改修補助制度や空き家バンク制度、片付け補助制度の利用を推進してきたことにより登録件数・成約件数ともに増えてきています。

しかし、移住予定者が希望する一軒家の賃貸住宅についての確保が難しくなっており、今後は、より重点的に対応を進めていく必要があります。

また、南海トラフ地震の危険性や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、移住や地方でのリモートワークへの関心が高まっています。これらの移住希望者に効果的なPRが届くよう、時宜を得た情報発信も求められています。

(2) その対策

移住推進員による細やかな移住相談や町内案内など、これまで好評を得ている移住受入体制については、継続しつつ、移住後のケアを含めたサポート体制の充実を図っていきます。また、空き家の有効活用については、所有者に空き家バンク制度の内容や使いやすさなどをPRし、物件数を増やすよう取り組みます。また、コロナ以降も引き続き、移住の機運は高まっており、リモートワークや二拠点居住などニーズに合わせた移住に関する詳細な情報を取得できるよう、効果的な情報発信ができる仕組みを作ります。

・若者定住

(1) 現況と問題点

若者が都市部へ流出している本町では、若者の定住は大きな課題となっています。定住対策として、町営住宅の建設や分譲宅地の整備などの施策を実施してきました。しかし、若者の地域外流出には歯止めがかかっていないのが現状で、新たな若者定住対策に取り組むことが重要課題となっています。このための施策として、住民アンケートで住民が期待するもののトップに「働く場の確保」が挙げられています。このほか「医療・福祉の充実」、「交通の便の充実」、「買い物環境の充実」などについても多くの回答があり、若者定住のための総合的な施策の展開が求められています。

(2) その対策

現在までの若者定住対策事業については、事業効果からの見直しを行うとともに、少子化問題も考慮した事業展開を図っていきます。

若者定住に不可欠な「働く場の確保」のため、優良企業の誘致や新たな用地を探すための適地調査を継続します。また、平成9年に全線開通した山陽自動車道や平成18年に開通した美作岡山道路を活かした誘致戦略に取り組み、住宅確保についても分譲宅地の整備を進めていきます。

・地域間交流

(1) 現況と問題点

移住・定住人口の増加を図るため、交流人口・関係人口を増やしていくことの重要性が高まっています。交流人口・関係人口増加のためには、観光資源や地域の人との関係を育む体験プログラムなどが重要になりますが、このような取り組みは、町内でもごく一部の事業者に限られています。

近年、SNSの普及等により、自らの特別な体験を発信したいという新たなニーズが高まっており、農業体験や田舎文化体験、郷土芸能など、これまで観光資源でなかったものが求められ始めています。

また、町内にあるアウトドア系の観光資源は、相互連携が容易で、これによって滞在時間の拡大や、観光消費の増加が期待できるにもかかわらず、これまで積極的にPRしていませんでした。

これらの状況を踏まえ、体験プログラムの充実を図るとともにSNSなどにより積極的にPRしていく必要があります。

(2) その対策

都市部と農村の交流を推進し、人や自然との触れ合いを通じて、その良さを認め合い、人々が手を取り合って、地域の発展や活性化に努めます。

本町への体験・滞在型観光プログラムを創設するなど、UJIターンを促進するための交流事業の推進に努めます。また、地域を知ってもらうきっかけとして、都市部への効果的な情報発信、ふるさと納税のPRなどを積極的に進めます。

・人材育成

(1) 現況と問題点

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく今後の存続が懸念されています。集落機能を維持するためには、地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

地域には様々な得意分野をもった多様な人材が存在していますが、地域内においてその人材が必ずしも十分に確保・発揮されていません。また、地域おこしにつながる魅力的な資源があるにもかかわらず、地元住民ではなかなか気付けないため、十分に生かされていない状況にあります。そのため、地域おこしを担う外部からの人材を受け入るとともに、地域の潜在的な人材の掘り起こしや地域の課題解決や活性化を図り、持続的発展を実現する必要があります。

(2) その対策

人材育成については、地域おこし協力隊制度や地域プロジェクトマネージャー制度などにより、外部人材を積極的に活用することで、地域活性化を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進していきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の 促進、人材 育成	移住・定住推進事業	移住推進事業	和気町	移住相談員配置等
		空き家対策事業	和気町	空き家バンク登録制度・ 空き家改修事業等
	(2) 地域間交流事業	交流・関係人口創出 事業	和気町	和気町ファンクラブ等
	(3) 人材育成事業	地域おこし推進事業	和気町	地域おこし協力隊等

3 産業の振興

・農業

(1) 現況と問題点

本町の農業生産は、米を基幹作物として、麦・野菜・ブドウなどを組み合わせた複合経営が行われてきました。農業と農村をめぐる状況は、農業従事者の減少や高齢化、過疎化の進行により、依然として厳しい状況下にあります。

特に、若年層の流出と農業離れにより後継者が減少し、農業従事者の高齢化が進んでいます。その結果、担い手不足が一層深刻化し、荒廃農地の拡大につながっています。さらに近年では、イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害も多く発生しており、集落全体での被害防止対策が重要となっています。加えて、捕獲した有害鳥獣の処理も課題となっています。

こうした状況の中で、生産条件が不利である中山間地域においては、地域特性に応じた特産物の生産などの振興施策がますます重要となっています。

農家数の推移を見ると、平成27年には販売農家数611戸であったものが、令和7年には449戸へと減少し、この10年間で162戸、約26.5%もの減少となっています。

(2) その対策

農業従事者の高齢化、後継者不足による荒廃農地の拡大に対して、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、荒廃農地の発生防止に努めます。

また、現在の荒廃農地については、農業普及指導センターと連携して新規就農者の募集を強化するとともに、苗木や、緑肥作物及び景観形成作物に対する助成などにより、農地の適正な保全・管理に努めます。

有害鳥獣対策として、猟友会等と協力し捕獲強化を図るとともに、防護柵や捕獲機器等の設置を推進します。また、平成28年度に設置した鳥獣処理施設を活用し、捕獲鳥獣の処分先を確保します。

生産性の高い農業を実現するため、農地の利用集積を促進し、認定農業者や意欲ある営農組合を対象とする経営耕作地の団地化を図ります。加えて、次世代の農業後継者を積極的に育成し、農業者の技術向上が図れるよう、関係団体の協力を得て活動の支援を行います。

令和6年4月23日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。和気町有機農業産地づくり推進協議会や検討会と協力しながら、「和気町有機農業実施計画」に基づく取組を実践するとともに、持続可能な農業（有機農業等）を地域ぐるみで実施します。さらに、学校給食への利用やマルシェでの販売などを通じ、有機農産物の販路拡大や普及啓発を図ります。

また、農協や商工会との連携を深め、地域特産物の振興とインターネット販売等の新たな販路開拓に努めるとともに、農産物等の加工施設や直売所の設置など6次産業化を図ります。

さらに、県、市場関係者、農協、生産農家、商工会などとの幅広い意見交換の場と機会を拡充し、消費者の嗜好性やニーズに関する情報の把握・研究に努め、品質も高く地域の特産品として定評のあるナス・ネギ・ブドウ等の農産物を中心に知名度の向上、ブランドの確立及び新たな販路開拓に努めます。

農林水産物等販売業の振興については、周辺市町との連携に努めます。

また、農産物直売所を設置することで、直売所を核とした都市と農村の交流や、有機農産物・特産物のPRなど、新しい時代に即した農業の発展に積極的に取り組みます。

・林業

(1) 現況と問題点

本町全体の森林面積は、約10,815haで、そのうち民有林は約9,479ha、国有林は約1,335haで、豊富な森林資源に恵まれていますが、地域森林計画の対象森林のうち人工林は730haで大部分は天然林となっています。

林業については、国内産の木材需要と林業従事者の減少により人工造林の意欲が減退しているのが実情です。

(2) その対策

造林、保育、間伐など適正な育成管理を行い、森林の持つ多面的機能の保全と活用を図ります。

森林資源の有効活用を図るため、森林の計画的な管理・運営を促進するとともに、林道整備等に支援を行い、林業の活性化を図ります。

また、林業活性化と脱炭素社会の実現を目指し、木質バイオマス発電等への活用にも取り組みます。

・商業

(1) 現況と問題点

本町の商業は、日常の飲食料品、日用品などの販売を中心に、これまで地元と密着した商業活動が営まれてきました。しかし、その多くが零細規模の家族経営であり、経営者の高齢化や後継者難、近代化の遅れなど様々な問題を抱えています。

(2) その対策

商工会や地域金融機関等とも連携しながら消費者ニーズに応じて、生活に密着した商業の振興や起業の促進を行います。

また、地元事業者の経営の合理化や近代化を促すとともに、住民の生活を支える日常サービスの維持のため、スーパーマーケットの誘致等に取り組みます。

・工業

(1) 現況と問題点

本町には、企業が少なく、中小企業が散在しています。遊休地の有効利用や道路など生産基盤のより一層の整備に努め、中小企業の体質改善に重点をおいた工業の健全な発展を図っていく必要があります。

(2) その対策

地場企業の経営拡大や労働環境の整備を図るため、商工会や地域金融機関等とも連携しながら設備投資等の促進に努め、整備された情報通信網により情報ネットワークを活用した企業の自主的なマーケティング活動等を支援し、中小企業の活性化を目指します。

また、製造業の振興について周辺市町との連携に努めます。

・企業誘致

(1) 現況と問題点

もともと本町には地場の工業機能の集積が少なく、長年にわたって雇用拡大のため企業誘致を進めてきました。

今後においても、雇用を多く生み、地域を活性化するため企業誘致を継続する必要があります。

ます。

(2) その対策

今後、南海トラフ地震の危険性や新型コロナウイルス感染症の影響から、都市部の企業において地方への移転やリスク分散の需要が高まることを想定し、新たな適地の確保や遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致などに取り組みます。

また、地域経済の活性化や地元雇用に寄与する工場や整備された情報通信網を活用した情報関連産業や生活関連産業等のベンチャー企業の積極的な企業誘致活動を行い、進出企業に対する奨励金制度の充実を図ります。

また、情報サービス業等の振興について周辺市町との連携に努めます。

・観光レクリエーション

(1) 現況と問題点

本町は、緑豊かな山々や悠々と流れる吉井川などの自然資源に恵まれるとともに、観光レクリエーション施設や寺社・祭りなどの歴史・文化資源など、バラエティに富んだ地域資源を数多く有しています。中でも風光明媚な標高430mの三保高原の一角には三保高原スポーツ&リゾートがあり、観光りんご園2.4haの敷地の中には、「つがる」や「ふじ」を中心に約650本のリンゴの木を栽培しており、本町の観光の中核をなす施設となっています。昭和55年の「三保高原ロマンツェ」の建設を契機に平成9年のコンベンションホール建設までログハウス、テニスコート、展望風呂など、これまで段階的な施設の拡充整備を行ってきました。これにより様々な機能を有するファミリー型の総合リゾート・レジャー施設として、県内はもとより近畿圏の人々にも広く利用されていますが、施設の老朽化により再整備の時期がきています。

また、季節別利用で夏休みや秋のりんご園の開園時には多くの来園者を集めていますが、冬季の利用が少なく、ピーク・オフピークの差が著しい利用形態となっていることなど、集客対策が重要課題となっています。

藤公園については、約100種類の藤の花が咲く公園として年間5～7万人の来園者を集めていますが、昭和60年に整備した藤棚が老朽化しており、修繕等の対応が必要となっています。

益原多目的公園については、子育て支援、高齢者の生きがい、青少年健全育成の場として、町内外から多くの利用者がありますが、平成13年度に整備された多目的グラウンドの屋根をはじめとして施設の老朽化が進んでおり、今後様々な修繕が必要になってくると思われる。

吉井川河川公園については、サッカーやグラウンドゴルフなどの利用をはじめ、町内外から幅広い年代の方の利用がありますが、休憩所施設等が老朽化しているため、利用者の利便性向上のため、修繕等の対応が必要となっています。

室原すもも園については、すももの産地化を図るため、昭和57年度から育苗を始め、現在では植栽面積5.5haとなっています。しかし、近年樹木の老朽化により収量が大幅に減少していたことから、令和2年度から4か年計画で植替作業を行いました。施設等についても老朽化が進んでいるため、今後修繕等の対応が必要になってくると思われます。

岡山県自然保護センターについては、全国でも例が少ないタンチョウの飼育が行われているほか、自然環境学習や自然保護の普及啓発の場として利用されています。町内の有志で組織された佐伯タンチョウ愛護会では、平成3年のセンターオープン以来、タンチョウ保護や

PR等の活動を積極的に行っています。

その他にも、和気アルプスや片鉄ロマン街道、和気美しい森等のアウトドア資源も有効に活用し、本町全域での一体的な観光レクリエーション作りに取り組む必要があります。

(2) その対策

三保高原スポーツ&リゾートにおいては、平成16年度に導入した指定管理者制度は、令和6年度より町直営での運営とし、運営効率向上と健全経営を目指しています。今後、施設改修及び再整備について全体の利便性やデザインに配慮して行い、重要課題である冬場における集客については、料金改定も含め、ドローンの飛行ができるドローンパークの活用など、新たな企画を立案、実施し、積極的にPR活動をします。

観光りんご園については、品種の植え替えなども行い、収穫時期になるべく休まずに開園できる環境づくりを行います。

藤公園については、藤棚の更新や拡充等に取り組み、今後も多くの集客が見込める施設となるよう魅力向上を図ります。

益原多目的公園については、老朽化した箇所の修繕や改修を行うだけでなく、遊具等の充実も行い、併せて駐車場などの受け入れ態勢の充実を図ることで、更なる集客を図ります。

吉井川河川公園については、老朽化した休憩所施設の修繕などを行い、利用者の利便性向上を図ります。

また、岡山県自然保護センターについては、施設機能の拡充整備を働きかけるとともに、自然と人間が共生できるまちづくりの啓発を図っていきます。

これら施設や、その他のアウトドア資源の環境整備やPRなど総合的な観光振興の展開を図るとともに、ホームページに観光地情報、観光イベント案内、宿泊施設の利用・空き・予約状況などを載せる観光情報システムの充実を図ります。

また、旅館業の振興について周辺市町との連携に努めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備農業	貸出用自走式草刈機 購入	和気町	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	農産物等加工施設整備 (共同作業施設)	和気町	
		農産物直売所	和気町	
	流通販売施設			
	(5) 企業誘致	適地調査	和気町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光施設再整備	和気町	
		藤公園藤棚更新工事	和気町	
ロマンツェ改修事業		和気町		

(10) 過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣等被害防止対策事業 (地域の安全安心づくりに寄与し農産物の被害を防ぐため、猟友会等に委託して有害鳥獣を一斉駆除する事業)	和気町	本施策の実施により、安心安全の農業生産活動が確保され、農業振興に向けてその効果が将来に及ぶ。
	6次産業創造関連事業 (地域の活性化を行い、特産物の振興を図るため、6次産業創造関連へ支援する事業)	和気町	本施策の実施により、地域産業の活性化とともに新たな産業の創出に向けてその効果が将来に及ぶ。
	農用地流動化推進事業 (荒廃農地の拡大に対して、農地を借り受けした人を援助する事業)	和気町	地域における様々な状況の変化に対応し、農業農村の基盤を支え、環境の向上が図られる。
	ロマンツェ管理運営事業 (観光施設「三保高原スポーツ&リゾート」ロマンツェ等を指定管理委託する事業)	和気町	集客力の強化により、地域が活性化するとともに本町の知名度を向上させることができる。
	観光りんご園管理運営事業 (観光施設「三保高原スポーツ&リゾート」りんご園を管理する事業)	和気町	集客力の強化により、地域が活性化するとともに本町の知名度を向上させることができる。
	すもも推進事業 (室原すもも園を管理運営する事業)	和気町	集客力の強化により、地域が活性化するとともに本町の知名度を向上させることができる。
	和気美しい森管理運営事業 (和気美しい森を管理運営する事業)	和気町	集客力の強化により、地域が活性化するとともに本町の知名度を向上させることができる。

		有機農業推進事業	和気町	本事業を推進することにより、農業のさらなる振興を図ることができる。
--	--	----------	-----	-----------------------------------

・産業振興促進事項

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおりとします。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
和気町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容については、上記各(2)のとおりです。

・公共施設等総合管理計画との整合

スポーツ・レクリエーション系施設についての方針は、「施設規模や公共の施設としての必要性についての再検討」を行うこととしています。三保高原スポーツ&リゾートの施設改修及び再整備はこれに整合します。

公園施設についての方針は、「観光振興に資する公園附属施設の整備・適切な維持管理」を行うこととしています。益原多目的公園の再整備及び修繕はこれに整合します。

4 地域における情報化

・情報通信

(1) 現況と問題点

平成22年度に行われた地域情報通信基盤整備事業により、町内全域に光ケーブル網が構築され、都市部に引けを取らない高速なインターネット環境が整備されました。

また、音声告知放送システムも整備され、町内全域に行政、地区放送や緊急時の情報伝達をすることが可能になりました。

平成27年度からは、町内の観光施設や公共施設などにWi-Fiスポットを順次設置し、来場者への情報通信設備の拡充を進めています。

また、令和6年度からスマートフォン等を活用した新たな告知放送システムに更新し、外出時でも町からの情報を取得することが可能になりました。

(2) その対策

町内の主要な公共施設、避難所等を始め、屋外での使用も可能な無線環境の整備を進めていきます。また、老朽化した告知放送システムの計画的な改修を行います。

・産業の振興

(1) 現況と問題点

生産条件が不利である中山間地域は、地域特性に応じた特産物の生産などの振興施策が重要となっています。

(2) その対策

また、農協や商工会との連携を深め、地域特産物の振興とインターネット販売等の新たな販路開拓に努めるとともに、農産物等の加工施設や直売所の設置など6次産業化を図ります。

・地域公共交通

(1) 現況と問題点

本町の公共交通機関は、平成3年に片上鉄道が廃止されて以来、備前片鉄バス路線が南北を結び、唯一の公共交通機関として運行されていましたが、近年バス利用客が著しく減少し、路線が廃止となりました。その後、平成27年10月から赤磐市と共同で、「赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）」の運行を始めました。また、令和元年度からは定時定路線型の町営バスを運行しています。交通弱者の需要に見合った公共交通体系のネットワークの強化、充実が急務となっています。

(2) その対策

地域住民の日常生活における移動手段として、広域路線バス（赤磐・和気線）、町営バス及び予約型乗り合いタクシー、障がい者などを対象としたタクシー利用助成の利用促進に努めます。

また、若い世代の定住を促進するために、通勤・通学でJR和気駅を利用する住民の利便性を向上させていきます。

- ・物流の確保

- (1) 現況と問題点

- 無店舗地域や運転免許証を返納した高齢者等にとって、生活必需品等の商品の入手が困難となっています。

- (2) その対策

- 配送サービスの送料を助成することで、買い物弱者の支援を行います。

- ・医療の充実

- (1) 現況と問題点

- 本町の医療機関としては、現在国保診療所のほか病院2カ所、医院及び診療所5カ所、歯科6カ所、眼科1カ所があります。交通手段の無い高齢者は、町内全域を網羅する町営バスの利用により、町内の医療機関を受診しやすくなっています。

- (2) その対策

- 町営バス及び予約型乗り合いタクシーの利用促進に引き続き努めます。また、高速通信技術を利用した遠隔診療について、医師会や近隣の医療機関と連携し推進していきます。

- ・教育の充実

- (1) 現況と問題点

- 教育設備については、「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配置し、学校ネットワークを整備しました。

- (2) その対策

- 今後計画的に更新していく必要があります。

- ・情報通信技術の習得機会の提供

- (1) 現況と問題点

- 様々な場面でデジタル化が進んだ現代社会において、世代間・地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）は大きな問題となっています。高齢者の情報通信技術の習得を支援し、生活の利便性の向上を図る必要があります。

- (2) その対策

- 高齢者等を対象としたスマートフォン利用方法に関する講習会等を実施し、世代間の情報格差の是正を図ります。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	告知放送システムの改修	和気町	
		高度無線環境の整備	和気町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	6次産業創造関連事業 (地域の活性化を行い、特産物の振興を図るため、6次産業創造関連へ支援する事業)	和気町	本施策の実施により、地域産業の活性化とともに新たな産業の創出に向けてその効果が将来に及ぶ。
		赤磐市広域路線バス運行委託事業 (JR和気駅までの交通手段を確保するため、赤磐市にバス運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		町営バス運行事業 (町内の交通手段を確保するため、定時定路線型の町営バスを運行する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		予約型乗り合いタクシー運行委託事業 (町内の交通空白地の交通手段を確保するため、町内タクシー事業者にタクシー運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		タクシー利用助成事業 (障がい者等の交通弱者の町内の交通手段を確保するため、町内の指定事業者が提供するタクシーを利用する場合、利用料金の一部を助成する事業)	和気町	本施策の実施により、日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るとともに、社会参加を促進し、もって福祉の増進に資する。

		日常生活用品買い物支援事業 (高齢者等の買い物弱者支援のため、配送サービスに係る送料の一部を助成する事業)	和気町	本施策の実施により、負担を軽減するとともに、配送業者による見守りを行い、安心して暮らし続けることができる生活環境を築く。
	(3) D X 推進事業	行政サービスのオンライン化事業	和気町	本施策の実施により、生活環境の改善と利便性の向上を図る。
	(4) その他	I C T 機器及びネットワーク環境整備事業	和気町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

・道路

(1) 現況と問題点

本町の道路体系は、吉井川沿いに南北に縦貫する国道374号を軸に、和気地域は主要地方道岡山赤穂線、和気笹目作東線と一般県道福本和気線他3路線、佐伯地域は主要地方道岡山赤穂線、御津佐伯線、赤穂佐伯線及び佐伯長船線と一般県道和気吉井線にて幹線道路網が形成されており、備前柵原自転車道線も国道374号沿いに整備されています。

国県道の整備状況については、和気地域は和気地内等で国道374号のバイパス整備を昭和62年に、石生地内の一般県道和気吉井線の改良を平成16年に、和気地内等で一般県道福本和気線のバイパス整備を平成22年に、藤野地内で主要地方道岡山赤穂線の改良を令和3年に完了しました。佐伯地域では、国道374号が昭和63年に当該地域の全線が改良され、県道御津佐伯線は平成6年に佐伯地区のバイパス整備が完了しています。このほかも逐次整備されてはいるものの、和気町内には未整備箇所が多く残っています。

広域幹線道路に関するものとして、美作岡山道路の整備が完了し、佐伯地域から県南地域へアクセスするルートとして、地域生活の利便性が大きく向上し、今後の産業振興に寄与するものと期待されます。今後は、全体計画の早期実現を要望するとともに、開通後の地域の活性化につなげていく諸施策の展開が重要となっています。

町道整備は、県下の市町村平均と比較して水準が低く、引き続いて整備が必要となっています。農林道についても需要動向に応じて計画的に取り組むことが必要です。

(2) その対策

主要幹線道路については、住民の利便性の向上のため、緊急性、危険性等に配慮しながら重点的、計画的な整備を関係機関へ強く要望していきます。

町道においては国県道との接続、集落間の連絡道となっている幹線町道の整備を重点的に実施します。

農道については、岡山県が整備する広域営農団地農道整備事業備前東部2期地区の早期完成を要望します。

道路の整備状況

(R7.3.31現在)

区 分	路線数	実 延 長 (a) m	改良済m 延長 (b)	b/a×100%	舗 装 済 延長 (c) m	c/a×100%
一般国道	1	23,125	23,125	100.0	23,125	100.0
県 道	13	93,658	76,565	81.7	89,420	95.5
町 道	948	374,279	155,758	41.6	311,096	83.1
うち1級	14	36,027	25,641	71.1	35,242	97.8
うち2級	33	46,618	27,596	59.1	45,720	98.0
内その他	901	291,634	102,521	35.1	230,134	78.9
計	963	491,062	255,448	52.0	423,614	86.2

農道	69	17,319	17,319	100.0	13,020	75.2
林道	44	42,109	42,109	100.0	14,758	35.0

・交通

(1) 現況と問題点

本町の公共交通機関は、平成3年に片上鉄道が廃止されて以来、備前片鉄バス路線が南北を結び、唯一の公共交通機関として運行されてきましたが、近年バス利用客が著しく減少し、路線が廃止となりました。その後、平成27年10月から赤磐市と共同で、「赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）」の運行を始めました。また、令和元年度からは定時定路線型の町営バス、令和6年度からは予約型乗り合いタクシーを運行しています。交通弱者の需要に合った公共交通体系のネットワークの強化、充実が急務となっています。

(2) その対策

地域住民の日常生活における移動手段として、広域路線バス（赤磐・和気線）、町営バス及び予約型乗り合いタクシーの利用促進に努めます。また、若い世代の定住を促進するために、通勤・通学でJR和気駅を利用する住民の利便性を向上させていきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	泉・田ヶ原線 L=297.7m, W=6.0m	和気町	改良
		下の町下道線 L=123.4m, W=5.0m~7.0m	和気町	改良
		日室3号線 L=220m, W=5.0m	和気町	改良
		片山道線 L=191.7m, W=5.0m	和気町	改良
		吉田坂本線 L=490m, W=4.1m	和気町	舗装
		坂本縦断1号線 L=300m, W=4.5m	和気町	舗装
		日室衣笠線 L=241m, W=6.2m	和気町	舗装
		益原旧県道福本和気線 (1工区) L=830m, W=5.6m	和気町	舗装
		益原旧県道福本和気線 (2工区)	和気町	舗装

		L=660m, W=5.0m		
		米沢・矢田部線 L=580m, W=4.9m	和気町	舗装
		東山線 L=517m, W=4.5m	和気町	舗装
		南山方・奥塩田線 L=10,300m, W=8.3m	和気町	舗装
		佐伯・暮田線 L=1,615m, W=3.0~7.0m	和気町	舗装
		道路整備事業 (市街地と集落や観光地等を結ぶ道路の新設及び幅員拡幅、舗装の長寿命化を行う事業)	和気町	本施策の実施により、身近な生活道路が整備され、市街地や観光地までの安全性と利便性の向上が図られる。
	(2) 農道	備前東部2期 L=5,450m, W=7.0m	岡山県	広域農道
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	赤磐市広域路線バス運行委託事業 (JR和気駅までの交通手段を確保するため、赤磐市にバス運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		町営バス運行事業 (町内の交通手段を確保するため、定時定路線型の町営バスを運行する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		予約型乗り合いタクシー運行委託事業 (町内の交通空白地の交通手段を確保するため、町内タクシー事業者にタクシー運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。

6 生活環境の整備

・上水道、簡易水道、下水道整備

(1) 現況と問題点

平成18年3月に旧佐伯町と旧和気町が合併し、新和気町が誕生し、旧町から水道事業を引き継いでいます。

佐伯地域では、佐伯簡易水道、塩田簡易水道、田土簡易水道、津瀬小規模簡易給水施設を有しており、和気地域では、田原水道、宿水道、益原水道、日笠簡易水道、吉田簡易水道、南部簡易水道、石生簡易水道を有しています。

これらの施設により、ほぼ全地域普及が図られています。(一部地域については、赤磐市・美咲町からの給水に依存しています。)

また、県広域水道企業団からの受水が昭和63年度に石生地区、平成8年度に三保地区、平成11年度に昭和地区、日笠地区に開始され、それぞれ安定した受給水が可能となっています。

施設は、監視装置をもとに維持管理を行っていますが、装置の老朽化により更新が必要となっています。

下水道は、昭和50年度から和気地域の公共下水道事業に着手し、佐伯地域においては、昭和62年度から農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業に着手しました。平成元年3月の供用開始から、平成11年度には計画した全ての処理区が供用開始となっています。下水処理施設(公共下水、農集排、特環公共)の汚水処理人口普及率は96.7%です。

処理場の汚泥処理は、和気浄化センターと佐伯浄化センターの2処理場にのみ脱水機が設置されており、残りの処理場の汚泥脱水は移動脱水車で行っています。

また、集合処理で整備することが困難な山間部については、和気地域については、平成6年度から、佐伯地域については、平成9年度から合併処理浄化槽普及地区として合併処理浄化槽の設置を推進しています。

(2) その対策

水道施設については、水道ビジョン・経営戦略に基づき、本管・施設機器・監視制御装置の更新・改良を行い適正な管理による効率的な経営を図ります。

下水道施設については、ストックマネジメント計画、最適化整備構想により機器の更新・改良を行い、さらなる適正な管理による効率的な経営を図ります。公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む)・農業集落排水事業などの集合処理が困難な地区においては、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業の利用促進を図ります。

・雨水排水対策

(1) 現況と問題点

本町は、吉井川と金剛川に挟まれた地域にあり、古くは高瀬舟や渡し舟が行き交い、活気ある交通の要衝として栄えてきた一方、度重なる水害にも遭ってきました。特に平成2年秋の台風19号と秋雨前線による集中豪雨では、広域で冠水したことから、平成5年度に国の事業認可を得て、平成10年度に初瀬、本荘第2、平成12年度に曾根の排水機場を整備しました。その後、和気、福富のゲートポンプ場を整備しました。

水路については、低地の浸水を防ぐため、改修を実施しています。

また、大切な農地については、長時間の冠水を防ぐために湛水防除施設を整備しました。佐伯地域では、昭和56年度に竜ヶ鼻湛水防除整備を整備し、その後、原湛水防除、佐伯、父井原、井の口、塩田にポンプ場を整備しました。和気地域では、平成13年度に田原排水機場を整備し、平成27年度に坂本、大田原にポンプ場を整備しました。

(2) その対策

雨水排水対策は、大雨時には雨水施設のポンプで河川へ強制的に排水していますが、今後、市街地周辺の宅地化の状況を踏まえ、ポンプ増設を実施します。

また、機械設備の更新、水路改修を実施していきます。

灌漑排水施設の整備予定地については、排水ポンプ車で対応を行います。

・一般廃棄物処理

(1) 現況と問題点

これまでのごみ処理は、和気北部衛生施設組合による広域処理として実施していましたが、平成26年度から和気町単独で実施しています。当初は、委託処理を軸とした処理体制を構築しましたが、その後、既存施設を解体し、新たな焼却施設を整備し、平成30年度から燃えるごみについては焼却処理しています。

和気町のごみ処理の基本理念は4R（リフューズ（持込抑制）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本とした「持続可能な循環型社会」への転換です。

ごみの分別回収については、佐伯地域では、平成10年4月にビン、平成12年4月にペットボトル・トレイの分別回収を開始していますが、収集場所の問題が生じていました。そこで、資源ごみの回収がスタートしたこともあり、佐伯地域内40か所に家庭ごみを減らしリサイクルすることを目的とした、ごみ分別回収のステーションを建設しました。

平成18年3月に新町への合併後、資源化ごみの一体的な取組を実施し、平成19年5月から廃食油・紙類・布類の回収、平成21年4月からは町内事業者との協定を結び、「レジ袋の有料化（マイバッグの持参）」を実施、平成22年4月には佐伯地域からプラスチック製容器包装の回収を開始し、平成23年4月からは和気地域へも波及させ全町での取り組みとしました。平成26年4月からは全町で家庭から出る生ごみを回収し、たい肥化も行っています。今後、さらなる4R推進のために、ごみの排出抑制、分別回収の徹底が必要です。

し尿処理については、本町にある和気・赤磐環境衛生施設組合で処理を行っています。

(2) その対策

2030年にはSDGsの達成が求められており、持続可能な循環型社会の構築のために一人ひとりの取組が重要なものとなってきます。

ごみの排出量は、減少傾向にあります。更なるごみの減量が必要であり、ごみと資源の分別が要求されます。そのことから分別回収に対応したごみステーションにおいて、リサイクルがより行いやすい状況をつくります。

ごみとなるものを家庭に持ち込まない、ごみになりそうなものは買う量・使う量を減らしていく、便利な物よりも環境にやさしい物を利用（購入）するなど地域をはじめ学校に環境教育の実施協力を要請します。合わせてPTAや子供会等の資源回収団体の育成を行い、循環型社会の基本となる4Rを実施できる環境づくりを行っていきます。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたこ

とに伴い、本町においてもプラスチック使用製品の回収を実施していきます

なお、ごみ、し尿及び浄化槽汚泥については、処理計画に従い適正な処理を行います。本町において緊急かつ重要な課題である「ごみ処理施設の整備」については、本町にふさわしい処理システムの構築を目指しています。現在の分別をさらに徹底し、燃えるごみの減量化による環境にやさしい処理システム、施設整備を行います。

今後、住民・事業者・行政が一体となった協働による取り組みを推進し、効果的な施策を行います。

・環境・景観の保全

(1) 現況と問題点

本町は若者の流出や高齢化により限界集落がある中で田・畑・宅地・山林の荒廃が進んでいます。

(2) その対策

空き家や荒廃農地など家屋・土地の荒廃が進む中で、本町の有する豊かな自然、景観を守るため、荒廃農地の草刈清掃、山林の整備、河川の清掃等を行うとともに、移住者や新規就農者を増やすことで里山・街並みの景観保全を図ります。

・火葬場整備事業

(1) 現状と問題点

現在、火葬場の管理、運営については、赤磐市、和気町で組織する和気北部衛生施設組合で行っていましたが、解散に伴い令和7年4月から和気・赤磐環境衛生施設組合に業務を引き継いでいます。火葬場は昭和61年に整備され、老朽化が進んでいるため、定期的な補修を行うことで長寿命化を図っていく必要があります。

(2) その対策

定期的な点検を行い、整備・補修を実施していきます。

・住民生活の安全確保

(1) 現況と問題点

本町の地域防災に関しては和気町地域防災計画により、風水害、地震などの災害予防、応急対策、災害復旧対策についての詳細な計画が策定されています。災害時には、この計画に基づく対策の実施が円滑に遂行できるよう、体制の強化と情報伝達システムの整備に努めていくことが必要です。

特に、本町における過去の災害の最大原因は、大雨による洪水で、河川の氾濫、家屋の浸水、道路の寸断をもたらしています。本町内での集中豪雨の場合は、吉井川の増水による支川への逆流による水害及び吉井川への排水不能による水害（内水）が発生し、田・畑の冠水、家屋の浸水など大きな被害が発生しています。

消防についてみると、常備消防体制は、東備消防組合北部出張所（和気町岩戸地内）が設置されており、非常備消防体制は8分団54部で編成され総勢581名で組織されています。

しかし、若者の流出や住民意識の変化などにより、消防団員は定員割れの状況が続いているとともに高齢化が目立っています。また、本町外就業者の増加によって、昼間時の消防体制が手薄になるなどの問題点を抱えています。

さらに、消防施設・設備の老朽化と、山地部における水利の不足などの課題も抱えています。

社会環境の複雑多様化に伴い、児童等を対象にした不審者による声かけ事案、高齢者を対象とした悪質商法・特殊詐欺等が多発しています。また、高齢者の関与する交通事故も多発傾向にあります。

これら犯罪や交通事故から、社会的弱者である子ども・高齢者等を守る対策の強化が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、これまでの生活様式を大きく覆す事態となりました。このような新たな感染症に対応し、新しい生活スタイルを確立させていくためには、平常時から、個人、地域、職場などにおける感染症予防対策の普及・啓発に取り組む必要があります。また、医療資機材の備蓄・整備、県や医療機関との連携強化などのあらかじめ必要な体制の整備を行う必要があります。

(2) その対策

河川の氾濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、国・県とともに積極的に河川改修を進めるとともに、中小河川の増水による低地浸水を防ぐため、防災工事等の予防対策を進めます。緊急しゅんせつ事業、湛水防除事業及び排水路整備事業を実施し、早急に改修及び新設整備を行います。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織・防災士の育成に努めます。平成27年度に整備した移動型デジタル防災行政無線を、町内における防災、応急救助、災害復旧など有事の際の業務に有効活用することはもとより、平常時の一般行政事務にも効果的に活用します。

消防団については、若年層の入団を積極的に進め、消防団組織の再編を行い各分団の指示体制の充実・強化に努めるとともに、常備消防と一体となった機能的な消防力を発揮できる団員の育成強化のため、消防訓練教育を実施し、団員の資質向上に努めます。そして、消防水利の改善・充実に努め、消防機材については、耐用年数を考慮した計画的な更新を行います。

また、高齢者の多い地区、特に昼間の時間帯に女性、高齢者のみになる地域を中心に消火・防災教室を実施し、初期防災力の強化に努めます。

防犯対策については、警察や関係機関・団体などと連携をとりながら、地域住民の防犯意識の普及・啓発を図り、地域ボランティアなどの自主的な活動を支援・促進し、地域を中心とした自主防犯体制の確立に努めます。また、犯罪の防止に配慮した環境設計など、犯罪被害に遭いにくいまちづくりに努めます。

交通安全対策については、交通安全教育指針に基づいた安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努めます。

新たな感染症に対しては、平常時から、「新しい生活様式」などの予防対策の普及・啓発に取り組めます。また、緊急時に備えた、マスクや消毒液等の備蓄・整備、県・医療機関との連携、感染症を踏まえた避難体制の確立など、感染症に対する危機管理体制の強化に取り組めます。

・公営共同墓地の整備

(1) 現況と問題点

核家族など世帯構成の変化や、町外からの転入、土地利用の変遷などにより、墓地需要が増大しましたが、藤野墓園の区画増設により供給不足は解消されました。今後についても需要に応じた墓地の確保が課題となります。

一方で、区画使用者の高齢化や、承継人の都市部等への転出などにより使用区画を適正に管理することが困難となっている例もあり、そういった区画を増加させないことが課題となっています。

(2) その対策

周辺的生活環境との調和を図りながら、必要に応じて整備の検討を行います。また、使用区画の適正な管理指導を継続して行います。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	本管・監視制御装置更新・改良・配水池・水源地	和気町	
	簡易水道	本管・監視制御装置更新・改良・配水池・水源地	和気町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	機器更新・改良 (佐伯) 機器更新・改良 (山田) 機器更新・改良 (和気)	和気町 和気町 和気町	
	農村集落排水施設	機器更新・改良 (塩田) 機器更新・改良 (南山方)	和気町 和気町	
	その他	機器更新・改良 (大成) 灌漑排水事業 (米沢) 灌漑排水事業 (岩戸) 湛水防除事業 (坂本) 湛水防除事業 (大田原) 湛水防除事業 (田原下) 初瀬排水機場 (福富) 本荘第2排水機場 (福富) 曾根排水機場 (曾根) 本和気ゲートポンプ場 (和気) 福富ゲートポンプ場 (福富) 雨水排水路 (用途区域内)	和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥車購入 ショベルローダ購入	和気町 和気町	

		生ごみ資源化センター 改修	和気町	
	(4) 火葬場	火葬場の整備	和気町	
	(5) 消防施設	自動車ポンプ (1台) 小型動力ポンプ (3台) 小型動力ポンプ積載車 (3台) 防火水槽 (3カ所) 消火栓 (1カ所) 消防機庫 (3カ所) 消防車 (2台) 救急車 (2台)	和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 東備消防 組合 東備消 防組合	
	(6) 公営住宅	町営住宅改修及び再編 (宮田、朝日、日笠、 石生、米沢、父井、若 草、長楽、塩田)	和気町	

・公共施設等総合管理計画との整合

水道施設についての方針は、「和気町水道ビジョン」に基づき、安心・安全な水の持続的な供給を目指して施設の老朽化・耐震化への対応、統廃合等の取組を実施することとしています。水道施設の更新・改良はこれに整合します。

下水道施設についての方針は、「和気町下水道ストックマネジメント計画」に基づき実施することとしています。下水道施設の機器更新・改良はこれに整合します。

公営住宅についての方針は、「今後も柔軟な発想でまちづくりに資する住宅施設・サービスの提供方法を検討」することとしています。町営住宅の改修及び再編はこれに整合します。

主な災害

発生年月日	災害の種類	災害の内容	地 区	災害の内容	地 区
S 51. 9. 8 ～13	集中豪雨	住家全壊 3戸、住家半壊 16戸 浸水家屋 1,445戸 道路崩壊 106か所 農作物被害（田畑冠水） 280㍏	和気地域内全集落	全壊 1戸 床下浸水 115戸 床上浸水 2戸 河川道路等崩壊 161ヵ所 農作物被害 516㍏	佐伯地域内全集落
S 54. 10. 18 ～19	台風20号			死者 1人 床上床下浸水 6戸 河川道路等崩壊 53ヵ所 農用施設 234ヵ所 農作物被害 85㍏	佐伯地域内全集落
S 55. 8. 30 ～31	台風17号			河川道路等崩壊 41ヵ所 農用施設 351ヵ所 農作物被害 138㍏	佐伯地域内全集落
H 2. 9. 18 ～19	台風19号	住家全壊 1戸、住家半壊 19戸 浸水家屋 438戸 河川決壊 124か所 道路崩壊 95か所 町内全域同時に中小河川氾濫 農作物被害（田畑冠水） 265㍏	和気地域内全集落	床上浸水 2戸 床下浸水 144戸 河川道路崩壊 125ヵ所 農用施設 175ヵ所 農作物被害 52㍏	佐伯地域内全集落
H10. 10. 18	台風10号	床上浸水 1戸 床下浸水 39戸 河川道路崩壊 15か所 河川崩壊 8か所、道路崩壊 7か所 公共施設被害 1か所(公園)	和気地域内全集落	床上浸水 58戸 床下浸水 85戸 河川道路等崩壊 42ヵ所 農用施設 70ヵ所 農作物被害 55㍏ 公共施設被害 2ヵ所 (塩田支所、塩田住宅)	佐伯地域内全集落
H15. 8. 7 ～8. 9	集中豪雨	河川道路崩壊 14か所 農地・農用施設 15か所 林業施設 1か所	和気地域内全集落		
H16. 9. 29 ～30	台風21号	床上浸水 6戸 床下浸水 91戸 河川道路崩壊 34か所 農地 23か所、農業用施設 7か所 林業施設 2か所、山腹 2か所	和気地域内全集落	床上浸水 2戸 床下浸水 45戸 河川道路崩壊 44ヵ所 農用施設 41ヵ所 農作物被害 8㍏	佐伯地域内全集落
H24. 7. 6 ～7	集中豪雨	半壊 1戸 床上浸水 6戸、床下浸水 69戸 河川崩壊 11か所、道路崩壊 14か所 農地 11か所、農業用施設 12か所 林業用施設 5か所 林業治山施設 1か所	和気地域内全集落	半壊（倉庫） 1戸 床上浸水 4戸 床下浸水 54戸 河川道路崩壊 117ヵ所 農用施設 72ヵ所 農作物被害 55㍏	佐伯地域内全集落
H30. 7. 5 ～8	集中豪雨	全壊 2棟、半壊 21棟 床上浸水 13戸、床下浸水 52戸 河川崩壊 2か所、道路崩壊 2か所 農地・農用施設 3か所	和気地域内全集落	全壊（倉庫、納屋） 2戸 大規模半壊（住居） 1戸 床上浸水 29戸 床下浸水 30戸 河川道路崩壊 8ヵ所 林業施設 1ヵ所 公共施設被害 1ヵ所(塩田住宅)	佐伯地域内全集落

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

・子育て支援の充実

(1) 現況と問題点

近年、多様化が進む中で、家族の形や価値観も様々となり、ひとり親家庭や共働き家庭など、それぞれの背景に寄り添い支える社会の仕組みが求められています。多様性を尊重し合い、すべての子どもが安心して育つことのできる環境づくりが重要です。また少子化も著しく、令和6年の出生数は38人となり、さらに年々減少することが予想されます。一方で、子育て家庭と地域との関係は一層希薄になりつつあり、近隣との交流や相互支援の機会が減少しています。地域社会との繋がりが弱まることで、育児の孤立感が深まり、支援の受け手も限られてしまうため、地域ぐるみの子育て支援体制が求められています。

(2) その対策

令和3年度から和気町子どもひろばを開設し、就学前の乳幼児とその保護者を対象とした無償の遊び場を提供しています。乳幼児とその保護者が交流を持てる場として機能するだけでなく、子育て支援センターを併設し、子育てに関する様々なプログラムを定期的実施することを通じて親育ち・子育てに努めています。利用者数は、子どもひろばが月間延べ2,458人で、子育て支援センターが月間延べ962人（令和6年度平均）となっており、さらに充実させ地域と子育て親子を繋ぐ役割を果たします。現在は、子どもひろばの管理をシルバー人材センターに委託しており、高齢者の雇用の創出と、世代間交流を促しています。

地域全体で子育てを支援するために、子供会等の地域の組織活動を支援するとともに、地域のNPO法人や、子育て支援活動を実施する民間団体との連携を強化します。特に、子どもの居場所に関する取り組みや、金銭的に困窮する世帯への支援を実施する団体に対して、情報共有や周知など様々な支援を実施します。

また、妊娠届の届け出や乳幼児健診の問診票の回答など、母子保健事業DX事業を実施し、利用者の利便性の向上を図るとともに、この事業を通じて、情報発信や利用者へのアンケートを実施します。

・高齢者福祉

(1) 現況と問題点

本町の65歳以上の人口比率は、令和2年の国勢調査値によれば41.1%で前回（平成27年）と比較して2.5ポイント高く、高齢化がさらに進行していることから、高齢者の福祉が大きな課題となっています。

高齢化の進行とともに、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が急増し、さらには、虚弱高齢者も増加しています。閉じこもりがちな高齢者が、寝たきりなどにならないように、各種予防教室への参加を呼びかけるなど、介護予防に努めるとともに、各種関連施設が様々な福祉サービスを提供できる体制づくりに努める必要があります。

高齢者が尊重され、可能な限り住み慣れた家庭や地域で生き生きと暮らすことができる社会を築いていくため、和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実施し、在宅中心の高齢者福祉を積極的に支援するサービス体制の強化、確立が強く求められています。

今後は、高齢者に社会の一員としての自覚を促しながら、介護予防事業（介護保険法）における高齢者対策と従来からの保健事業の効果的な運営を図り、自主的な活動を支援すると

ともに、社会参画機会の拡大に努めていくことが重要な課題となっています。

また、無店舗地域や運転免許証を返納した高齢者等にとって、生活必需品等の商品の入手が困難になっています。

(2) その対策

保健福祉サービスなど各種福祉サービス提供体制の充実と制度の普及を図ります。また、介護サービスの質の向上に努めるとともに、介護相談・介護指導など日常生活の自立に向けての支援に努めます。

保健センターや医療機関との連携のもとに、健康相談・健康診断などの保健活動を展開し疾病の予防、早期発見に努めます。

介護を必要としないが、生活援助を必要とするひとり暮らしの高齢者に対しては、軽度生活援助事業による町ホームヘルパーを派遣し、買い物、寝具類の洗濯、部屋の掃除等軽微なサービスの提供を行います。併せて、災害、けがや急病等緊急事態に備え、電話回線を使用した緊急通報装置を貸与し、コールセンター、協力員等による安否確認、見守りを実施するとともに、相談事業などの相談支援サービスを充実します。

高齢者の知識と経験を社会に役立て、生きがいのある老後を送れるよう、高齢者に適した働く場の提供や、地域社会への積極的な参加を促進するため、老人クラブ・高齢者学級・ボランティア活動などへの参加を啓発します。

さらに、配送サービスの送料を助成することで、買い物弱者の支援を行います。

・児童、障がい者福祉

(1) 現況と問題点

児童福祉については、町立のにこにこ園において教育・保育の実施が行われています。令和7年4月現在の入所状況は、定員550名に対し乳児から5歳児までの284名となっています。

共働き家庭の増加に対応し、昼間、家庭に保護者のいない小学生を対象とした学童保育を旧佐伯幼稚園舎、和気小学校内空き教室、旧和気幼稚園舎、旧初瀬保育園舎で行っています。放課後児童クラブは、令和6年5月現在133名の児童が登録されています。今後も継続して保護者が安心して働き続けるために、家庭環境に関わらず子どもを預けられる体制整備と、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境維持が必要です。現在実施している建物は、現在も使用されている和気小学校内空き教室のほかは老朽化が進んでおり、早急な対応が必要ですが、いずれも費用対効果を考慮して検討する必要があります。

殆どの夫婦が共働きであるため、保育に対する需要は高まり、今後ますます多様化が予想されているところです。

こうした、保育ニーズの多様化に対応した保育内容・サービスの充実など、子育て環境の整備に取り組む必要があります。

最近では、家庭の抱える問題も複雑多岐にわたっていることから、それぞれの家庭の事情に応じたきめ細やかな相談・支援体制が必要であるとともに、生活の安定と経済的・社会的・精神的自立を促進するための施策の充実が必要となっています。

障がい者福祉については、和気町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を基に、障がいの有無にかかわらず、ライフステージに応じて等しく社会生活の機会が得られ、一人ひとりが持てる能力を最大限に生かして自己実現を図ることで、障がい者が地域社会の

中で安心して生活し、共に成長し、自由に社会活動に参加できるよう、関係機関と連携を図り、福祉の向上に取り組んでいます。

国においても、障がいに対する法律が見直されており、国の制度改正を十分に踏まえながら、障がい者を地域で包み込み、ともに生きる共生社会を目指していくため、数値目標を設定して、自立支援給付及び地域生活支援事業を計画的に進めていく必要があります。

(2) その対策

多様な保育需要に対応できるよう、保育士・幼稚園教諭、職員の研修など資質向上の機会を拡充し、ニーズに合わせて保育時間の延長及び保育内容の充実に努めます。

放課後児童指導員の研修など資質向上の機会を拡充し、学童保育の充実に努め、児童の健全育成の向上を図ります。

和気町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を基に、それぞれの状況に応じた支援を実施し、居宅サービスや施設サービスなど、福祉の充実に努めるとともに、障がい者の社会参加を促進します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の 確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育園施設整備事業	和気町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別 事業	軽度生活援助事業 (ひとり暮らし等高 齢者が安全・安心に暮 らせるように、家事等 の生活援助をするた めの事業)	和気町	ひとり暮らし等高齢者 が安心して暮らせるよ う生活援助をすること により、地域の持続的発 展が図られる。
		緊急通報体制等整備 事業 (高齢者等が安全・安 心に暮らすことがで きるための緊急通報 体制等のネットワー ク事業)	和気町	安心して暮らせる環境 整備により、地域の持続 的発展が図られる。
		日常生活用品買い物 支援事業 (高齢者等の買い物 弱者支援のため、配送 サービスに係る送料 の一部を助成する事 業)	和気町	本施策の実施により、負 担を軽減するとともに、 配送業者による見守り を行い、安心して暮らし 続けることができる生 活環境を築く。

		保育料無償化事業 (町内に住む子どもの保育料を一部減免する事業)	和気町	安心して子どもを預けられる場があることで将来に渡り就労支援、少子化対策が図られる。
		放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	和気町	放課後児童クラブを利用する住民税非課税世帯または生活保護受給世帯について、利用料を半額補助することで、子どもの居場所を確保します。
		ベビーシッター費用助成事業	和気町	保護者が一時的に育児できなくなった時に保育を行う。多様化する家族形態に対応した支援の実施によりきめ細やかな子育て支援を実施する
		子育て支援センター、子どもひろば事業 (子育て親子を支援するため、子育て講座や相談受付等を実施する事業)	和気町	子育て世帯に対する相談支援・情報提供体制の充実と交流促進により、安心して子どもを産み、健やかに育てる地域社会の実現が図られる。
		新生児出産祝金支給事業 (新生児の健やかな成長に寄与するとともに祝金を支給する事業)	和気町	出生率低下の抑制や多子世帯支援及び定住化推進並びに子育て支援に対する効果が図られる。

・ 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設についての方針は、「予防保全型の維持管理を行い、施設の安全性を確保するとともに、修繕・更新等に合わせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等の施設機能の向上や空きスペースを転用しやすいレイアウトへの変更等」を行うこととしています。また、個別施設計画にあたる「和気町学校施設長寿命化計画」に基づく内容としています。にこにこ園、子育て支援センター、子どもひろばの整備はこれに整合します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

社会の複雑化、生活様式の変化などに伴い、運動不足、栄養摂取の偏りなどによるメタボリックシンドロームの増加など様々な健康阻害要因が増大しています。健康は、住民の日常生活を支える原点であり、乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じた健康づくり対策の推進と保健医療体制の整備充実が必要です。

医療機関としては、現在、病院2カ所、医院及び診療所5カ所、歯科6カ所、眼科1カ所があり、交通手段の無い高齢者も、町内全域を網羅する町営バスや予約型乗り合いタクシー等の利用により、受診しやすい状況になっています。

しかしながら、高度医療、耳鼻咽喉科、産科などの診療科目によっては、岡山市、赤磐市、備前市など町外の医療機関に依存していることから、緊密な連携強化の下に、救急医療体制の充実なども含めた地域保健医療の体系的な整備を図る必要があります。

(2) その対策

医療機関との緊密な連携強化の下、救急医療体制や在宅型の保健医療サービスの充実等を行うことで、地域保健医療の体系的な整備を行います。

また、日笠診療所及び塩田診療所の診療体制を確保します。

9 教育の振興

・学校教育施設の整備

(1) 現況と問題点

本町には、幼保連携型認定こども園3園、小学校3校、中学校2校があり、平成22年度中に全ての学校教育施設の耐震工事は完了しておりますが、本町の学校施設の多くは築40年を超える建物が多く、老朽化が進んでいることから、令和3年3月に「和気町学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後は必要に応じて適宜見直ししながら、施設の建築年数や劣化状況を基に、中長期的な施設更新が必要です。教育設備については、「GIGAスクール構想」に基づき、令和2年度末に児童生徒に1人1台のタブレット端末を配置し、学校ネットワークを整備しました。令和8年度から「GIGAスクール構想」第2期に入り、端末の更新や更なるICT活用と教育の高度化が求められています。

また、学校・園の適正規模の検討については、平成26年12月に和気町議会定例会において、和気町立学校・園統廃合整備基本計画が議決されたことにより、平成29年4月に開園・開校に至りました。町内の5つの幼稚園と3つの保育園を、3つの幼保一体化施設「にこにこ園」として開園し、令和7年度より、幼保連携型認定こども園となっています。少人数クラスになった場合での、集団での遊びができにくい状態が解消され、就学前教育の充実につながっていますが、職員配置・確保等の課題も残しています。また、町内7つの小学校は3つの小学校となり現在に至っています。各校充実した教育の実現に向けて取り組んでいますが、児童生徒数の減少により人間関係が固定化するなど、様々な課題に直面しています。

(2) その対策

施設整備にあたっては、老朽化対策に併せて、教育環境の質的向上を図る環境改善や、脱炭素化の推進に向けた省エネに配慮した機能性の向上に資する一体整備が必要です。進め方として、学校施設長寿命化計画に基づき、中長期的な視点でトータルコストの縮減に向けて計画的な改修を行い、施設の「長寿命化」を推進していきます。また、近年の猛暑で体育の授業に影響がでていることから、屋内運動場に空調設備を整備し、体育授業の環境向上と共に、災害時の避難所での活用にも役立てるよう計画的に事業実施をいたします。また、施設改修後のフォローアップとして、専門業者等による建物の定期点検（建築基準法12条点検）や、教職員の行う日常的点検において、緊急性を要する事項が発生した場合は、その都度修繕等応急的措置を検討の上、早急な対応を実施することとします。

「GIGAスクール構想」により、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配置（令和7年度末に更新）し、また学校ネットワークを整備しましたが、今後もハードウェア・ソフトウェアともに計画的に更新・見直しをしていく必要があります。

学校統廃合による魅力ある学校づくりに取り組みます。また、統廃合により廃校となった学校施設跡地は「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域住民の希望を把握し活用することで、地域の活性化を図ります。

幼児教育については、幼保連携型認定こども園「にこにこ園」において、保育及び教育サービス並びに費用負担の均衡を図り、環境をさらに充実させていきます。

・学校教育

(1) 現況と問題点

「令和7年度全国及び岡山県学力・学習状況調査」と「令和7年度全国体力・運動習慣

等調査」の結果から、ほとんどの子どもたちは社会の中できまりを守り、自分の良さを生かすべく前向きに生きていこうとしていることがわかります。しかしながら、学力の状況は緩やかな改善傾向にあるものの、学年によっては全国・県の状況を大きく下回っており、集団によってばらつきが見られます。家庭学習に関しては、時間的にも質的にも課題が見られ、計画を立てて学習したり、自己の学習を見直し次の学習につなげたりするなど、自己調整力の育成が必要です。自分の良いところを見つけられていなかったり、夢や目標が持てていなかったりする子どもが、全国・国の状況よりやや多い、主体性が比較的弱いという課題もあります。子どもたちの体力・運動能力は、学年によってばらつきはあるものの下降しつつあり、運動習慣がない子どもの割合も増加しています。

また、様々な特性により特別な支援を必要とする子どもたちが一定数います。不登校や長期欠席の数は減少が一時的で、根本的な改善に時間を要する傾向にあり、複雑な家庭環境等、家庭への支援が必要な子どもたちも少なくありません。すべての子どもたちが学校生活に適応でき、個々の資質・能力を十分に伸ばしていけるよう支援していくことが必要です。

(2) その対策

これから迎える Society 5. 0 時代は、情報化やグローバル化が加速度的に進展し、ますます複雑で予測困難な時代になるといわれており、子どもたちはその中で、変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、持続的な社会の創り手となることが求められます。そこで、学校教育では、生涯にわたる学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力、また現代的な課題に対応する能力を培いながら、知・徳・体のバランスのとれた、新しい時代を「生きる力」を育成していくことが大切であると考えています。そして、指導にあたっては、多様な一人ひとりの子どもの自立を促し、その能力を最大限伸長するため、個別最適な学び・協働的な学びの充実を目指します。外国語指導助手（ALT）やインターネットを活用した国際理解教育、遠隔交流教育などによるグローバル人材の育成を進めます。併せて、確かな学力の底上げを目指すため、放課後等に学習支援員・指導員を派遣して、補充学習の充実を図ります。また、運動習慣の定着を目指して、幼児期から体を動かすことに親しみ、日常生活や遊び・授業の中で体力を向上させるような取組を推進していきます。

それと同時に、予測困難な時代を生き抜き、子どもの能力を最大限伸長するために欠かせない非認知能力、すなわち「自分を高める力（意欲・向上心、自尊感情など）」、「自分と向き合う力（自制心、忍耐力、レジリエンス）」、「他者とつながる力（協調性・社交性、コミュニケーション力）」を高める取組を充実させていきます。

また、小規模校では、隣接校や他地域、外国の学校ともつながっての教育活動を実施したり、各種大会へ合同チームを結成し出場したりするなど、交流の機会を増やすとともに、少人数では体験できにくい活動も可能な限り保障していきます。さらに、小中一貫校も含め、今後の学校のあり方を研究していく必要もあります。

教育上特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援を、スクールサポーター等を活用しながら行い、子どもたちが自分の能力を十分發揮できるようにしていきます。長期欠席・不登校の未然防止のための組織的な取組を推進するとともに、課題を抱えた子どもへの多様な学びの機会の提供に向けた研究や居場所づくりも進めていきます。

また、町営の公営塾やオンライン英会話塾を開設して、子育て世代のニーズが高かった英語を中心にさまざまな学習支援を実施することで、コミュニケーション能力や優れた国際感

覚を身に付けた人材の育成を図ります。

学校教育の充実のためには、家庭や地域との連携が不可欠であり、学校と地域が目標・ビジョンを共有し、一体となって特色ある教育活動を展開する「コミュニティ・スクール」の充実や部活動の地域への移行・展開、地場産食材を生かした学校給食の導入など、「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。登下校の安全確保についても、地域学校協働活動等の見守り隊の活動など地域の方の協力を得るとともに、集団登下校が成り立たなくなった地区の子どもたちのため、スクールバス及びスクールワゴンの運行拡充等も検討していきます。将来和気町を担う子どもたちが、地域の自然の豊かさや人の温かさに十分接して育ち、やがてふるさとに戻って地域の発展に寄与していくことが、これからの本町の発展に特に大切なことであると考えています。

・社会教育施設の整備

(1) 現況と問題点

多様な学習需要に応え、各地区においても幅広い学習機会や場の提供を一層充実させるとともに、自由に学べる仕組みと施設の整備充実が必要となっています。各地区のかなりの地区公民館や集会施設で老朽化が課題となっており、計画的な改修や建替が必要となってきています。また、同じく中央公民館・体育館・図書館・歴史民俗資料館などの社会教育施設も老朽化が課題となっており、計画的な改修や建替が必要となってきています。

(2) その対策

地区公民館や集会施設については、身近な社会教育の活動拠点、地域活動の拠点としての役割を発揮させるため、施設・設備の整備充実及び集約化を計画的に図っていくとともに、地区住民の協力による適切な維持管理に努めます。

・生涯学習・生涯スポーツ

(1) 現況と問題点

近年の科学技術の高度化、情報化、国際化等の社会的な諸条件の変化に伴い、絶えず新たな知識や技術を習得し続ける必要性が高まっています。

また、自由時間の増大、高齢化、少子化等に伴い、生きがいや自己実現、心の潤いや豊かさを求めて、高度で多様な学習需要が増大しているとともに、心身ともに充実して健康であるために生涯スポーツの需要も増大しています。さらに、中学校部活動の地域への移行・展開が進められており、子どもたちの日常的なスポーツ・文化活動の場として環境充実が求められています。

生涯学習社会を迎え住民の学習意欲が高まる中、生涯学習の拠点施設として平成11年にオープンした学び館「サエスタ」は、町立図書館の併設と454席の文化音楽ホール、それに生涯学習スペースをもつ複合施設です。

いつでも、どこでも、だれとでも自由に学ぶ機会が得られる空間を提供する施設として、本町内はもとより町内外からの利用も高まっていますが、オープンから26年が経過し、施設の計画的な改修が必要となっています。

また、その他の社会教育施設についても、建物の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や再編、集約化が課題となっています。

(2) その対策

学校、家庭、地域社会が相互に連携するよう、地域ぐるみの生涯学習・生涯スポーツを推

進するとともに、生涯学習・生涯スポーツに関する推進組織の整備・強化を図ります。そのために、今後も、住民の学習活動を積極的に展開するための社会教育指導者や生涯スポーツ指導者の育成と確保、推進体制の整備、魅力ある学習プログラムの企画などに努めていく必要があります。

まず、住民の学習やスポーツのニーズに呼応した各種講座等の企画開催を促進するとともに、情報提供の積極的な展開を図ります。さらに、社会教育指導者や生涯スポーツ指導者の育成・確保や自主的なグループのリーダーの発掘に努め、その養成を図るとともに、他のグループとの交流機会の拡充や、学習成果発表の場を拡充するなどの活動支援を行います。

幼児期、少年期、青年期、壮年期、実年期、高齢期など生涯の各年代に関わる課題に対し、それぞれの年代課題、ライフスタイルに応じた学習やスポーツの機会の提供と内容の充実を図ります。また、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進するために、地域と学校が連携した子ども応援事業を実施するとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくために、休日における部活動の地域展開の実現に向けた取り組みも進めていきます。

現在、公民館主催講座と自主グループ活動を実施しています。今後も、住民の学習活動やスポーツ活動を積極的に展開するための社会教育指導者や生涯スポーツ指導者の育成と確保、推進体制の整備、魅力ある学習プログラムの企画などに努めていく必要があります。

社会教育施設については、令和3年度に策定した和気町社会教育施設長寿命化計画に基づき、計画的に整備・適正化を図るとともに、保存修理を実施している国指定重要文化財「旧大國家住宅」の活用と施設の再編・集約を併せて文化ゾーン構想の検討にも取り組みます。

・男女共同参画社会の推進

(1) 現況と問題点

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その能力と個性を十分に発揮することができるよう、社会のすべての分野において参画できるまちづくりを目指す必要があります。

本町においては「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習等は、未だ根強く残っており、更なる意識改革が課題となっています。

令和2年8月に、和気町男女共同参画プラン（第2期）を策定するために、住民意識調査を実施し、満18歳以上の住民1000名を対象に実施した結果、394名(40%)から回答を得ました。その結果をもとに策定したプラン（令和3年3月）に沿いながら、今後も男女共同参画社会づくりへの積極的な広報・啓発を行う必要があります。

(2) その対策

男女共同参画社会の実現に向け、男性優位の組織運営や、家庭・地域・職場における性別役割分担意識の改革を図ります。

また、子育てや介護に対する多様な支援の充実を図るとともに、就労における男女機会均等や就業環境を整備する等、女性の活躍を支援する活動や体制を促進します。さらに、行政への住民参加の確保の観点から、住民の意見を的確に反映できるよう町の審議会や各種委員会への女性の積極的登用に努めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎・屋内運動場 給食施設 スクールバス・ボート	小学校改修 中学校改修 学校給食共同調理場改修 スクールバス等整備事業	和気町 和気町 和気町 和気町	
	(2) 幼稚園	幼稚園施設整備事業	和気町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	中央公民館整備事業 地区公民館整備事業 集会施設 佐伯グラウンド整備事業 吉井川河川公園グラウンド整備事業 和気町体育館整備事業 和気鶴飼谷体育施設整備事業 相撲場整備事業 武道館整備事業 和気町図書館整備事業 歴史民俗資料館整備事業 地域学習交流センター整備事業	和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町 和気町	和気町社会教育施設長寿命化計画に基づき整備する。

(4) 過疎地域持続的発展特別事業	公営塾事業 (町営の塾を開設して、英語を中心にさまざまな学習支援を実施することで、コミュニケーション能力の獲得など児童生徒の人材育成を図る事業)	和気町	教育環境の充実を図り、ひいては健全な青少年の育成及び安心な地域社会の維持に向けてその効果が図られる。
	子ども応援事業 (こども塾、家庭教育学級運営事業、地域学校協働本部事業)	和気町	学校と地域の連携を推進し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組むことで、地域社会の維持に向けてその効果が図られる。
	小中学校給食無償化事業(町立小中学校児童生徒の学校給食を無償化とする事業)	和気町	生活支援と食に関する教育の両面に効果が図られる。
	外国語教育充実事業 (グローバル社会に適応するために外国語指導助手・ICTの活用で国際理解教育、遠隔交流を進める事業)	和気町	外国語教育の充実により、グローバル社会に適応できる人材を育成する。
	学習支援事業 (放課後、長期休業中に学習支援の支援員・指導員を派遣して、補充学習の充実を図ったり、学力調査や質問紙調査により実態把握や取組の検証をしたりする事業)	和気町	学習環境等の整備により、学ぶ力が向上し、地域の持続的発展が図られる。

		スクールサポーター活用事業 (特別支援が必要な児童・生徒への指導・助言、カウンセリング等を行う指導員を派遣し、担当教員をサポートする事業)	和気町	学習環境等の整備により、地域の持続的発展が図られる。
		保育料無償化事業 (町内に住む子どもの保育料を一部減免する事業)	和気町	安心して子どもを預けられる場があることで、将来に渡り就労支援、少子化対策が図られる。
		地域部活動整備事業	和気町	地域スポーツクラブ活動の体制を整え、部活動の地域移行を推進する。
		教育支援事業	和気町	長欠・不登校に対応するため、それらの対策を支援する。
	(5) その他	I C T機器及びネットワーク環境整備事業	和気町	

・公共施設等総合管理計画との整合

学校教育系施設及び子育て支援施設についての方針は、「予防保全型の維持管理を行い、施設の安全性を確保するとともに、大規模改修・更新等に合わせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等の施設機能の向上や空きスペースを転用しやすいレイアウトへの変更等」を行うこととしています。また、個別施設計画にあたる「和気町学校施設長寿命化計画」に基づく内容としています。町内の小学校、中学校及び学校給食共同調理場の改修及びにこにこ園の整備はこれに整合します。

社会教育系施設についての方針は、「将来にわたって歴史的資料等を保存し、本町の郷土文化を維持向上していくため、予防保全型の維持管理」することとしています。中央公民館、地区公民館、図書館、歴史民俗資料館や学び館サエスタの改修及び整備はこれに整合します。

スポーツ・レクリエーション系施設についての方針は、「施設規模や公共の施設としての必要性についての再検討」を行うこととしています。佐伯グラウンド、和気町体育館、和気鶴飼谷体育施設、相撲場の整備はこれに整合します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町内の集落は、下水道等のインフラ整備により以前と比べ、飛躍的に快適な生活環境となっています。しかしながら、幹線道路と各集落を結びつける補助幹線道路の改良は、未だ不十分で現在の52の集落においては、若者を中心とした人口流出により集落機能の維持が困難になりつつある集落も出ている中、愛着を持って集落を守りつづけている住民も少なくないことから、集落の再編や機能強化をするための行政施策が急務となっています。

(2) その対策

集落の持つ環境は、農産物の生産の場としてだけではなく、都市生活に欠けている自然とのふれあいの場、農作業が行える場などの様々な機能があり、若者や移住者の起業や定住などの重要な資源として捉えることができます。

まず、本町ならではの美しい自然環境を活かし、安らぎと潤いを提供できる魅力ある住宅地の整備、開発が必要であり、それぞれの集落にマッチした個性的で住んでみたい、住みつけたいと思う分譲宅地の開発を推進していきます。例えば、ソフト技術者などを対象に農村で自然に囲まれながら在宅勤務が可能となるテレワーク型住宅地など特色ある受け皿整備を計画していきます。農村のよさを広くアピールするとともに、各種の機能補完の充実を進め、集落を盛りたてていきます。

平成19年度から、本町内9つの地域で「助け合いのまちづくり協議会」が設立され、地域の課題解消のための協働事業計画が策定され、様々な取組がなされているところであり、町としてこうした取組を支援していきます。

また、人口減少及び高齢化に伴う過疎化によりコミュニティ機能が低下している集落の現状を把握し、住民と行政の協働の下に地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、集落支援員を設置するなどし、機能強化を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	中山間地域集落機能再編強化事業 (小規模高齢化集落が存在する地域において、小学校区、大字等の単位での地域運営への移行を進めるなど、集落機能の再編強化を支援する事業)	和気町	集落機能の再編強化を支援することにより、地域の活性化が図られる。

		<p>自治振興地域活性化交付金事業 (調整推進と密接な関係を持つ自治振興組織の諸活動を支援する事業)</p>	和気町	<p>自治振興組織の諸活動を支援することにより、地域の活性化が図られる。</p>
--	--	---	-----	--

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

近年、高齢化や人口減少、さらにはライフスタイルや価値観の多様化により、文化活動の担い手減少が課題となっています。これまで、本町の文化振興において大きな役割を担っていた和気町文化協会が令和5年度で解散し、令和6年度からは文化・芸術友の会として44団体が活動していますが、団体の中には、役員・指導者の高齢化、後継者不足を理由に活動が低迷している団体もあります。これは、各地区における祭り、伝統芸能などの伝承にも同じことが言えます。

こうした中で、気軽に文化活動に参加できる環境づくりに努め、平素から地域の歴史・風土・自然の中で育まれてきた郷土の文化に親しむ機会をつくり、地域住民の積極的参加を促し、子どもたちの郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につなげていくことが必要です。

中央公民館や学び館「サエスタ」など社会教育施設の有効利用によって、町内の文化活動の一層の活性化を促進するとともに、文化活動を通じた住民のふれあいの機会を拡充していく必要があります。

(2) その対策

文化芸術活動の振興のため、関係機関と連携し団体の育成に努めるとともに、団体間の交流や研修により指導者の養成に努めます。

住民が日常的に文化芸術活動をする場と機会の充実を図るとともに、質の高い文化・芸術にふれる機会の提供に努めます。

先人の残した貴重な有形文化財等文化遺産の適切な保存と活用に努めるとともに、失われつつある地域の伝統芸能、行事、祭事などの無形文化財についての記録を残し、地域と協力しながら、その伝承、復活に努めます。また、地域の歴史文化の一体的な活用と振興を図るため、国指定重要文化財「旧大國家住宅」を核として、中核施設の整備等も含めた文化ゾーン構想の検討にも取り組みます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文 化の振 興等	(1)地域文化振 興施設	学び館「サエスタ」整備 事業	和気町	和気町社会教育施設長 寿命化計画に基づき整 備する。
	(2)過疎地域持 続的発展特 別事業	有形・無形文化財の調査 ・記録・保存 (地域の先人が残した 貴重な有形・無形文化財 を調査・記録し保存と活 用に取り組み、地域の活 性化を図る事業)	和気町	文化財の調査・記録・保 存を通じた相互交流に より地域コミュニティ の活性化が図られる。
		芸術鑑賞会 (地域の文化芸術活動 を活性化し積極的な参 加を促すため、芸術鑑賞 会を実施する事業)	和気町	地域の文化芸術活動が 活性化される。
		伝統文化事業 (地域に育まれてきた 歴史文化の保存と周知 ・活用に取り組み、地域 の活性化を図るための 伝統文化事業)	和気町	町の伝統文化の継承が 図られる。
		文化ゾーン構想事業 (地域の歴史文化の一 体的な活用と中核施設 の整備等を検討するも の)	和気町	町の文化財等を活用し た地域文化の振興、地域 コミュニティの活性化 が図られる。

・公共施設等総合管理計画との整合

文化系施設についての方針は、「予防保全型の維持管理」を行うこととしています。また、「主体的な町民活動とまちづくりに資する施設のあり方について再検討するとともに、近隣の他施設との統廃合、または他の用途を持つ施設との複合化を推進」することとしています。学び館「サエスタ」整備事業はこれに整合します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

温室効果ガスの影響による地球温暖化が進行し、それに伴う気候変動など自然環境へのリスクが高まっています。地球温暖化対策への理解を深め、家庭や職場で温室効果ガス削減に向けた取り組みを行う事が必要となっています。

本町としても、令和3年2月に岡山県内13市町で構成する岡山県連携中枢都市圏で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。令和4年度における和気町全域でのCO2排出量は188千t-CO2（※1）となっており、森林吸収量以上の二酸化炭素が排出されています。今後においても、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネ化の推進や地域内エネルギーの再エネ比率を継続的に向上させていく必要があります。

※1：自治体排出量カルテ（環境省）

※2：和気町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(2) その対策

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向け、和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、地域内における省エネ化の推進や木質バイオマス発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めていきます。また、公共施設においても積極的に省エネ化を進めるとともに、施設改修時に併せて太陽光パネルを設置するなど、再生可能エネルギーの導入を図っていきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生 可能エネ ルギーの 利用の 推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	自然エネルギー活用事業 (地域の自然環境の保護のため、温暖化防止に取り組み、エネルギーの地産地消の推進などを行い、地域の再生可能エネルギーの利用促進を行う)	和気町	地域の環境保護と再生可能エネルギーの利用促進が図られる。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

・環境・景観の保全

(1) 現況と問題点

本町は若者の流出や高齢化により限界集落がある中で田・畑・宅地・山林の荒廃が進んでいます。

(2) その対策

空き家や荒廃農地など家屋・土地の荒廃が進む中で、本町の有する豊かな自然、景観を守るため、荒廃農地の草刈清掃、山林の整備、河川の清掃等を行うとともに、移住者や新規就農者を増やすことで里山・街並みの景観保全を図ります。

・助け合いのまちづくり

(1) 現況と問題点

本町の助け合いのまちづくり協議会において、地域の課題解決に向けた協働事業計画が展開されていますが、協働事業への参加については、一部の住民の参加に限られています。

(2) その対策

地域が主体となって課題の解消を行うためには、地域住民の参加が不可欠です。「一人一役」を合言葉に、協働事業への参加を呼びかけ、自分たちの地域を自分たちで、考え、行動していくための基礎づくりを行う必要があります。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 2 その他 地域の 持続的 発展に 関し必 要な事 項	(1) 過疎地域持 続的発展特 別事業	助け合いのまちづく り事業 (地域で必要なこと や、課題の解決のため に、住民と町が協働で 祭りなどを行い地域の 活性化を図る事業)	和気町	地域コミュニティが 主体となる活動が促 進され、相互交流の 機会が増え、地域コ ミュニティの活性化 が図られる。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	有害鳥獣等被害防止対策事業 (地域の安全安心づくりに寄与し 農産物の被害を防ぐため、猟友会 等に委託して有害鳥獣を一斉駆除 する事業)	和気町	本施策の実施により 、安心安全の農業生 産活動が確保され、 農業振興に向けてそ の効果が将来に及ぶ 。
		6次産業創造関連事業 (地域の活性化を行い、特産物の 振興を図るため、6次産業創造関 連へ支援する事業)	和気町	本施策の実施によ り、地域産業の活性 化とともに新たな産 業の創出に向けてそ の効果が将来に及 ぶ。
		農用地流動化推進事業 (荒廃農地の拡大に対して、農地 を借り受けした人を援助する事業)	和気町	地域における様々な 状況の変化に対応し 、農業農村の基盤を 支え、環境の向上が 図られる。
		ロマンツェ管理運営事業 (観光施設「三保高原スポーツ& リゾート」ロマンツェ等を指定管 理委託する事業)	和気町	集客力の強化により 、地域が活性化する とともに本町の知名 度を向上させること ができる。
		観光りんご園管理運営事業 (観光施設「三保高原スポーツ& リゾート」りんご園を管理する事 業)	和気町	集客力の強化により 、地域が活性化する とともに本町の知名 度を向上させること ができる。
		すもも推進事業 (室原すもも園を管理運営する事 業)	和気町	集客力の強化により 、地域が活性化する とともに本町の知名 度を向上させること ができる。
		和気美しい森管理運営事業 (和気美しい森を管理運営する事 業)	和気町	集客力の強化により 、地域が活性化する とともに本町の知名 度を向上させること ができる。

		有機農業推進事業	和気町	本事業を推進することにより、農業のさらなる振興を図ることができる。
3 地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	6次産業創造関連事業 (地域の活性化を行い、特産物の振興を図るため、6次産業創造関連へ支援する事業)	和気町	本施策の実施により、地域産業の活性化とともに新たな産業の創出に向けてその効果が将来に及ぶ。
		赤磐市広域路線バス運行委託事業 (JR和気駅までの交通手段を確保するため、赤磐市にバス運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		町営バス運行事業 (町内の交通手段を確保するため、定時定路線型の町営バスを運行する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		予約型乗り合いタクシー運行委託事業 (町内の交通空白地の交通手段を確保するため、町内タクシー事業者にタクシー運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		タクシー利用助成事業 (障がい者等の交通弱者の町内の交通手段を確保するため、町内の指定事業者が提供するタクシーを利用する場合、利用料金の一部を助成する事業)	和気町	本施策の実施により、日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るとともに、社会参加を促進し、もって福祉の増進に資する。
		日常生活用品買い物支援事業 (高齢者等の買い物弱者支援のため、配送サービスに係る送料の一部を助成する事業)	和気町	本施策の実施により、負担を軽減するとともに、配送業者による見守りを行い、安心して暮らし

				続けることができる生活環境を築く。
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	過疎地域持続的発展特別事業	赤磐市広域路線バス運行委託事業 (JR和気駅までの交通手段を確保するため、赤磐市にバス運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		町営バス運行事業 (町内の交通手段を確保するため、定時定路線型の町営バスを運行する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		予約型乗り合いタクシー運行委託事業 (町内の交通空白地の交通手段を確保するため、町内タクシー事業者にタクシー運行を委託する事業)	和気町	本施策の実施により、地域内外の人の移動が活発となり、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	軽度生活援助事業 (ひとり暮らし等高齢者が安全・安心に暮らせるように、家事等の生活援助をするための事業)	和気町	ひとり暮らし等高齢者が安心して暮らせるよう生活援助をすることにより、地域の持続的発展が図られる。
		緊急通報体制等整備事業 (高齢者等が安全・安心に暮らすことができるための緊急通報体制等のネットワーク事業)	和気町	安心して暮らせる環境整備により、地域の持続的発展が図られる。
		日常生活用品買い物支援事業 (高齢者等の買い物弱者支援のため、配送サービスに係る送料の一部を助成する事業)	和気町	本施策の実施により、負担を軽減するとともに、配送業者による見守りを行い、安心して暮らし続けることができる生活環境を築く。

		保育料無償化事業 (町内に住む子どもの保育料を一部減免する事業)	和気町	安心して子どもを預けられる場があることで将来に渡り就労支援、少子化対策が図られる。
		放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	和気町	放課後児童クラブを利用する住民税非課税世帯または生活保護受給世帯について、利用料を半額補助することで、子どもの居場所を確保します。
		ベビーシッター費用助成事業	和気町	保護者が一時的に育児できなくなった時に保育を行う。多様化する家族形態に対応した支援の実施によりきめ細やかな子育て支援を実施する
		子育て支援センター、子どもひろば事業 (子育て親子を支援するため、子育て講座や相談受付等を実施する事業)	和気町	子育て世帯に対する相談支援・情報提供体制の充実と交流促進により、安心して子どもを産み、健やかに育てる地域社会の実現が図られる。
		新生児出産祝金支給事業 (新生児の健やかな成長に寄与するとともに子育て支援を行う事業)	和気町	出生率低下の抑制や多子世帯支援及び定住化推進並びに子育て支援に対する効果が図られる。
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	公営塾事業 (町営の塾を開設して、英語を中心にさまざまな学習支援を実施することで、コミュニケーション能力の獲得など児童生徒の人材育成を図る事業)	和気町	教育環境の充実を図り、ひいては健全な青少年の育成及び安心な地域社会の維持に向けてその効果が図られる。

		子ども応援事業 (こども塾、家庭教育学級運営事業、地域学校協働本部事業)	和気町	学校と地域の連携を推進し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組むことで、地域社会の維持に向けてその効果が図られる。
		小中学校給食無償化事業(町立小中学校児童生徒の学校給食を無償化とする事業)	和気町	生活支援と食に関する教育の両面に効果が図られる。
		外国語教育充実事業 (グローバル社会に適応するために外国語指導助手・ICTの活用で国際理解教育、遠隔交流を進める事業)	和気町	外国語教育の充実により、グローバル社会に適応できる人材を育成する。
		学習支援事業 (放課後、長期休業中に学習支援の支援員・指導員を派遣して、補充学習の充実を図ったり、学力調査や質問紙調査により実態把握や取組の検証をしたりする事業)	和気町	学習環境等の整備により、学ぶ力が向上し、地域の持続的発展が図られる。
		スクールサポーター活用事業 (特別支援が必要な児童・生徒への指導・助言、カウンセリング等を行う指導員を派遣し、担当教員をサポートする事業)	和気町	学習環境等の整備により、地域の持続的発展が図られる。
		保育料無償化事業 (町内に住む子どもの保育料を一部減免する事業)	和気町	安心して子どもを預けられる場があることで、将来に渡り就労支援、少子化対策が図られる。
		地域部活動整備事業	和気町	地域スポーツクラブ活動の体制を整え、部活動の地域移行を推進する。
		教育支援事業	和気町	長欠・不登校に対応するため、それらの対策を支援する。

9 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	中山間地域集落機能再編強化事業 (小規模高齢化集落が存在する地域において、小学校区、大字等の単位での地域運営への移行を進めるなど、集落機能の再編強化を支援する事業)	和気町	集落機能の再編強化を支援することにより、地域の活性化が図られる。
		自治振興地域活性化交付金事業 (調整推進と密接な関係を持つ自治振興組織の諸活動を支援する事業)	和気町	自治振興組織の諸活動を支援することにより、地域の活性化が図られる。
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的 発展特別事業	有形・無形文化財の調査・記録・保存 (地域の先人が残した貴重な有形・無形文化財を調査・記録し保存と活用に取り組み、地域の活性化を図る事業)	和気町	文化財の調査・記録・保存を通じた相互交流により地域コミュニティの活性化が図られる。
		芸術鑑賞会 (地域の文化芸術活動を活性化し積極的な参加を促すため、芸術鑑賞会を実施する事業)	和気町	地域の文化芸術活動が活性化される。
		伝統文化事業 (地域に育まれてきた歴史文化の保存と周知・活用に取り組み、地域の活性化を図るための伝統文化事業)	和気町	町の伝統文化の継承が図られる。
		文化ゾーン構想事業 (地域の歴史文化の一体的な活用と中核施設の整備等を検討するもの)	和気町	町の文化財等を活用した地域文化の振興、地域コミュニティの活性化が図られる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	過疎地域持続的 発展特別事業	自然エネルギー活用事業 (地域の自然環境の保護のため、温暖化防止に取り組み、エネルギーの地産地消の推進などを行い、地域の再生可能エネルギーの利用促進を行う)	和気町	地域の環境保護と再生可能エネルギーの利用促進が図られる。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	助け合いのまちづくり事業 (地域で必要なことや、課題の解決のために、住民と町が協働で祭りなどを行い地域の活性化を図る事業)	和気町	地域コミュニティが主体となる活動が促進され、相互交流の機会が増え、地域コミュニティの活性化が図られる。

